

第1節 基地から派生する諸問題

本県における米軍基地の存在は、本県の振興開発を進める上で大きな制約となっていることはもとより、その運用等により周辺住民をはじめ県民生活に様々な影響を与えている。

日本の国土面積のわずか0.6%に過ぎない狭い沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約75%に及ぶ広大な面積の米軍基地が存在している。米軍基地は、県土面積の約10%を占め、とりわけ人口や産業が集中する沖縄本島においては、約19%を米軍基地が占めている。さらに、沖縄周辺には、29カ所の水域と20カ所の空域が米軍の訓練区域として設定されているほか、嘉手納を中心に半径50海里（92.6km）、高度20,000フィート（6,096m）と久米島を中心に半径30海里（55.56km）、高度5,000フィート（1,524m）にわたり米軍が管制権を持つ「嘉手納ラブコン」が設定されるなど、陸地だけでなく海、空の使用が制限されている。（1海里=1,852m、1フィート=0.3048mで換算）

こうした過重な米軍基地の存在は、望ましい都市形成や交通体系の整備並びに産業基盤の整備など地域の振興開発を図る上で大きな障害となっている。

街の中心部に基地を持つ沖縄本島中部の主要都市では、周辺集落間の交通網が遮断され、基地周辺道路においては、交通渋滞が引き起こされている。また、基地周辺の住宅・商業地域はゾーニングもされないままスプロール化してできたため、住宅等が密集し、道路整備などが不十分な状況になっている。

また、広大な米軍施設・区域の存在は、県民生活や自然環境に様々な影響を及ぼしており、とりわけ日常的に発生する航空機騒音による基地周辺住民の健康への影響や、戦闘機・ヘリコプター等米軍機の墜落事故及び油脂類・赤土等の流出、実弾演習による山林火災等、米軍基地に起因する事件・事故等による県民生活及び環境への影響が問題となっている。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺においては、半数近くの測定地点で、環境省の定める環境基準値を超える航空機騒音が測定されており、地域住民の日常生活及び健康への影響が懸念されている。また、基地周辺の学校では、授業が度々中断されるなど教育面でも影響が出ている。

キャンプ・ハンセン演習場では、度重なる実弾演習や、それに伴う山火事の発生等により、大切な緑が失われ、山肌がむき出しになるなど、かけがえのない自然環境が損なわれている。また、平成14年7月には、M2重機関銃弾が民間地域に被弾する事故が発生している。その他、同演習場では、無数の不発弾が存在し、その処理には莫大な費用と長い年月を要することが予想される。

米軍航空機関連の事故は、復帰後、平成14年12月末現在で217件（うち墜落40件）発生している。航空機事故は、一歩間違えば住民を巻き込む大惨事になりかねないものであり、周辺住民はもとより県民に大きな不安を与えている。

平成10年7月にキャンプ・ハンセン内で発生した米海兵隊所属のUH-1Nヘリコプター墜落事故をはじめ、平成11年4月にはCH-53Eヘリコプターが北部訓練場の沖合に墜落する事故（乗員4名死亡）、同年6月にはAV-8ハリヤー機が嘉手納飛行場を離陸後、滑走路に墜落する事故が起こっている。また、平成14年8月には、嘉手納基地所属のF-15C戦闘機が沖縄本島の南約60マイル（約100km）の海上に墜落する事故が発生し、県民に大きな不安や衝撃を与えた。

その他、米軍人等による刑法犯罪は、沖縄県警察本部の統計によると、昭和47年の日本復帰から平成14年12月末までに5,157件にのぼり、そのうち凶悪事件が533件、粗暴犯が966件も発生するなど、県民の生活の安全確保や財産の保全に大きな不安を与えている。

1 環境問題

(1) 航空機騒音

航空機騒音の現状について

米軍基地から派生する基地被害は多岐にわたり、県民の日常生活に深刻な影響をもたらしているが、なかでも米軍飛行場からの航空機騒音は、周辺地域住民の生活や健康に重大な悪影響を与えている。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場は、いずれも住宅密集地域に隣接しており、同飛行場を離発着する航空機による騒音被害は広範囲にわたり、11市町村の約52万人（沖縄県人口の約39%）に及んでいる。

嘉手納飛行場においては、F-15C戦闘機等の常駐機に加え、空母艦載機や国内外から飛来する航空機による離発着やタッチ・アンド・ゴーなどの通常訓練のほか、臨時的に実施されるORI演習（行動態勢観察）や四半期毎のローリー演習（現地運用態勢訓練＝ORI演習の予行演習）、さらには、住宅地域に近い駐機場でのエンジン調整などが行われており、周辺地域住民の日常生活への影響はもとより、学校における授業の中断、聴力の異常や睡眠障害等の健康面への悪影響などがあり、看過できない騒音被害が発生している。

また、普天間飛行場においては、ヘリコプター等の航空機離発着訓練や民間地域上空でのヘリの旋回訓練の実施などによって、周辺住民に深刻な騒音被害を引き起こしている。

このような航空機騒音問題に関して、国は環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）により航空機騒音に係る環境基準値を設定している。

これを受け、沖縄県は嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域について、昭和63年2月に環境基本法第16条に基づく「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行っており、嘉手納飛行場周辺の指定地域を4市2町3村（嘉手納町、読谷村の全域並びに北谷町、沖縄市、具志川市、石川市、宜野湾市、北中城村及び恩納村の一部）、普天間飛行場周辺の指定地域を2市2村（宜野湾市、浦添市、北中城村及び中城村の一部）としている。

沖縄県は、これら関係市町村と協力しながら同地域における航空機騒音を測定し、環境基準との適合状況の把握に努めるとともに、日米両国政府に対し、航空機騒音の低減化要請を繰り返して行ってきた。

沖縄県と関係市町村が共同で実施している両飛行場周辺の平成13年度航空機騒音測定結果によると、23測定地点のうち13地点（56.5%）で環境基準値を上回っている。

飛行場別にみると、嘉手納飛行場周辺では14地点中9地点（64.3%）で、普天間飛行場周辺では9地点中4地点（44.4%）で環境基準値を上回っている。

また、各測定地点中のWECPNL値をみると、嘉手納飛行場周辺では64.9～89.6の範囲内にあり、最高値は北谷町砂辺で89.6が、普天間飛行場周辺では65.2～86.8の範囲内にあり、最高値は宜野湾市上大謝名で86.8が記録されている。

さらに、常時測定地点における1日平均騒音発生回数は、嘉手納飛行場周辺では嘉手納町屋良の113.1回が、普天間飛行場周辺では宜野湾市上大謝名の81.5回が最も多くなっている。同様に、1日平均騒音継続累積時間について見ると、嘉手納飛行場周辺では嘉手納町屋良の51分51秒が、普天間飛行場周辺では宜野湾市上大謝名の45分13秒が最も長くなっている。

また、沖縄県では、平成7年度から平成10年度までの4か年事業として、両飛行場に起因する騒音が周辺住民の健康にどの程度影響を及ぼしているかを調べるため、「航空機騒音による健康影響調査」を実施した。その調査報告によると、特に嘉手納飛行場周辺地域で、長年の航空機騒

音の曝露による聴力の損失、低出生体重児の出生率の上昇、幼児の身体的、精神的要観察行動の多さ等、航空機騒音による住民健康への悪影響が明らかになっている。

嘉手納飛行場の騒音被害については、昭和57年に国を相手に第一次嘉手納基地騒音訴訟が提起され、平成10年5月に過去の騒音被害に対し補償を行うこととの判決が出され、平成12年には第二次嘉手納基地騒音訴訟が提起された。また、第一次嘉手納基地騒音訴訟の判決を受け、嘉手納基地周辺に住む訴訟団に参加しない者の間に、嘉手納基地爆音公平補償を求める会が組織された。

普天間基地飛行場の騒音被害については、平成14年10月に、周辺住民から国及び普天間基地司令官を相手に、普天間爆音訴訟が提起された。

(注)W E C P N Lとは

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level (加重等価継続感覚騒音レベル)は、国際民間航空機関 (I C A O) で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位で、1日の平均騒音ピークレベルに時間帯別発生回数等を加味したものであり、日本における航空機騒音に係る環境基準の評価に使用されている。

嘉手納飛行場周辺における航空機騒音測定結果 (平成13年度)

No	測定地点			環境基準値		測定期間内 平均WECPNL	日平均騒音 発生回数	日平均騒音 継続累積時間	測定期間	測定日数	測定機関
	測定局名	設置場所	用途地域	類型	WECPNL						
美原	石川市美原 社会福祉法人美原の里		未指定		70	79.7 (78.5)	73.5	35分37秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	357	沖縄県
昆布	具志川市昆布 昆布公民館		未指定		70	77.0 (75.3)	51.7	32分9秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	355	沖縄県
上勢	北谷町上勢頭 上勢区公民館		第1種低層住居専用		70	71.4 (70.5)	89.6	41分5秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
宮城	北谷町宮城 宮城公民館		第1種住居		75	73.6 (72.4)	90.9	48分2秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
北美	沖縄市登川 北美小学校		未指定		70	75.8 (73.0)	45.0	22分19秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	203	沖縄県
八重島	沖縄市八重島 八重島公民館		準工業地域		75	70.3 (69.8)	20.0	5分39秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	358	沖縄県
屋良A	嘉手納町屋良 屋良小学校		第2種中高層住居専用		70	79.6 (77.7)	100.4	51分51秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	358	沖縄県
砂辺	北谷町砂辺 住宅		第1種住居		75	89.6 (88.8)	105.7	48分5秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	北谷町
伊良皆	読谷村伊良皆 読谷高校		第1種低層住居専用		70	66.4 (68.5)	27.1	14分6秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
桑江	北谷町桑江 北谷町役場		(共同使用地域)	-	-	68.7 (67.7)	20.1	14分29秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	北谷町
山内	沖縄市山内 山内小学校		第1種低層住居専用		70	64.9 (63.2)	23.5	9分23秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄市
12 嘉手納	嘉手納町嘉手納 嘉手納町役場		未指定		70	77.0 (75.4)	66.7	22分8秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	351	嘉手納町
13 兼久	嘉手納町兼久 嘉手納町勤労者体育センター		第1種住居		75	74.6 (73.5)	59.2	16分47秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	351	嘉手納町
14 栄野比	具志川市栄野比 住宅		未指定		70	76.8 (74.7)	38.7	22分30秒	H13.10.2 ~ H14.3.22	133	具志川市
15 屋良B	嘉手納町屋良 住宅		第2種中高層住居専用		70	82.9 (81.2)	113.1	47分48秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	348	嘉手納町

* 下線付きは環境基準値超過を示す。

* 測定期間内平均WECPNLの()内は、平成12年度のWECPNLである。

* No.に 印を付したものは、航空機騒音自動監視観測システムが導入されている測定局である。

* 常時測定局のうち測定日数が365日(1年)に満たないものは、測定器停電あるいは機器の故障等の理由による。

普天間飛行場周辺における航空機騒音測定結果（平成13年度）

No	測定地点		環境基準値		測定期間内 平均WECPNL	日平均騒音 発生回数	日平均騒音 継続累積時間	測定期間	測定日数	測定機関
	測定局名	設置場所	用途地域	類型 WECPNL						
野 高	宜野湾市野高 野高一区公民館	第1種中高層住居専用		70	79.3 (76.7)	29.6	16分31秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	357	沖縄県
愛 知	宜野湾市愛知 十九区公民館	準 住 居		75	65.2 (65.2)	19.3	10分10秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
我如古	宜野湾市我如古 宜野湾市民図書館	第1種中高層住居専用		70	68.0 (67.2)	25.6	10分57秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
上大謝名	宜野湾市大謝名 民間会社	第1種低層住居専用		70	86.8 (84.0)	81.5	45分13秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	358	沖縄県
新 城	宜野湾市新城 普天間中学校	第1種中高層住居専用		70	72.4 (70.0)	24.6	14分33秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
宜野湾	宜野湾市宜野湾 宜野湾区公民館	第1種中高層住居専用		70	67.0 (69.3)	11.1	7分15秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	357	沖縄県
真志喜	宜野湾市真志喜 真志喜公民館	第1種中高層住居専用		70	70.0 (71.1)	29.8	11分53秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	宜野湾市
大 山	宜野湾市大山 民間会社	近 隣 商 業		75	68.6 (68.3)	25.0	7分59秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	359	沖縄県
9 安波茶	浦添市安波茶 浦添市役所	近 隣 商 業		75	68.8 (69.2)	8.1	2分42秒	H13.4.1 ~ H14.3.31	353	浦添市

- * 下線付きは環境基準値超過を示す。
- * 測定期間内平均WECPNLの()内は、平成12年度のWECPNLである。
- * No.に 印を付したものは、航空機騒音自動監視観測システムが導入されている測定局である。
- * 常時測定局のうち測定日数が365日(1年)に満たないものは、測定器停電あるいは機器の故障等の理由による。

嘉手納基地騒音訴訟

1982年(昭和57年)2月、沖縄市、嘉手納町、北谷町、読谷村、具志川市、石川市にまたがる嘉手納飛行場周辺の住民(当初601名、最終907名)が、米軍機の夜間飛行禁止や損害賠償などを求めて、国を相手取り、提訴した。

原告住民側は、国は米軍により嘉手納基地周辺の原告ら住民を長期にわたり甚大な爆音にさらし、その健康を害し、生活環境を破壊させたとして、主に次の四項目について主張した。

- (ア) 午後7時から午前7時までの間の夜間飛行、エンジン作動を禁止すること。
- (イ) 午前7時から午後7時までの間の日中の爆音を65デシベル以下におさえること。
- (ウ) 過去、現在にわたる損害賠償として一人あたり115万円支払うこと。及び将来の損害賠償を支払うこと。
- (エ) 住民地域上空での発着や演習を含めて飛行を禁止すること。

これに対し、1994年(平成6年)2月、一審の那覇地方裁判所は、

- (ア) 原告は、国に米軍機の飛行差し止めを請求することはできない。
 - (イ) 被害はWECPNL値80以上の地域で受認限度を超えており、国は損害賠償責任がある。
- しかし、身体的被害を認めることは困難である。

- (ウ) 将来の損害賠償については、訴えの要件を欠き、不適法である。
- (エ) 対象区域内に転入した原告は、被害を認識していたか、認識しなかった過失があり、(「危険への接近」の法理を適用し、)過失相殺により、減額とする。

などとする趣旨の判決を出し、原告907名のうち、768名について総額で約8億円余りの賠償を認めた。

原告側は直ちに控訴し、飛行差し止め、WECPNL値75以上の損害賠償責任、身体への健康被害などを争点にして争った。特に、身体的被害については、県が実施してきた「航空機騒音による健康影響調査」を原告側の証拠として提出し、精神的被害にとどまらず、身体的被害が明らかであることを強く主張した。

その結果、1998年(平成10年)5月22日、控訴審の福岡高等裁判所那覇支部は、次のような趣旨の判決を出し、国及び原告が上告しなかったため、判決は確定した。

- (ア) 国は、米軍の飛行場の管理運営の権限を制約し、その活動を制限しうる権限はなく、飛行差し止めの主張自体失当である。
- (イ) 身体的被害については、その疑いはあるものの、断定することまではできず、認めることは

できない。

(ウ) 類型 の地域においてはW値75以上の地域、類型 の地域においては80以上の地域に居住し、又は居住していた原告の被害が受忍限度を超えるものと認める。

(イ) (基地が集中する沖縄の特殊事情から) 危険への接近の法理の適用又は過失相殺の類推適用はしない。

(オ) 原告907名のうち867名について、総額13億7,300万円の賠償を認めた(基本月額を一部増額し、地域の範囲を拡大した。)

その後、2000年(平成12年)3月に沖縄市、嘉手納町、北谷町、読谷村、具志川市、石川市にまたがる嘉手納飛行場周辺の住民(5,542名)が米軍機の夜間飛行禁止や損害賠償などを求めて、国、米国政府を相手取り、再度提訴し、現在係争中である(平成14年12月末現在)。

原告住民側は、国は米軍により嘉手納基地周辺の原告ら住民を長期にわたり甚大な爆音にさらし、その健康を害し生活環境を破壊させたとして、主に次の四項目について主張している。

(ア) 午後7時から午前7時までの間の夜間飛行、エンジン作動を禁止すること。

(イ) 午前7時から午後7時までの間の日中の爆音を65デシベル以下におさえること。

(ウ) 過去、現在にわたる損害賠償として一人あたり新原告へ115万円、旧原告へ80万5千円、又、将来の損害賠償として原告一人につき3,500円/月支払うこと。

普天間爆音訴訟

2002年(平成14年)10月29日に、普天間飛行場周辺の住民200人が国と普天間飛行場基地司令官を被告とする訴訟を提訴した。

訴訟の内容は、

午後7時から翌日7時までの飛行と55デシベルを超えるエンジン調整の禁止

環境基本法に基づく騒音測定の実施

午前7時から午後7時まで65デシベル以上の航空機の騒音の禁止

過去の賠償及び結審から1年分の将来の賠償

となっている。

公平補償問題

1998年(平成10年)5月の嘉手納爆音訴訟の判決が確定し、原告に対し賠償金が支払われた事を受け、裁判の原告に加わらなかった周辺住民に不公平感が広まった。

平成11年2月に嘉手納基地爆音被害公平補償を求める会員志川支部(当時会員数400名)、同年6月嘉手納基地爆音被害公平補償を求める会(石川市住民、当時会員数1,200名)、同年8月沖縄市宇池原嘉手納基地爆音被害公平補償を求める会(当時会員数1,450名)が発足した。

県は、平成12年10月20日、那覇防衛施設局に対し、嘉手納基地爆音訴訟に加わらなかった住民の受忍限度を超える過去の騒音被害に対し適切な措置を講じるよう要請し、同年12月に来県した当時の橋本沖縄開発庁長官や斉藤防衛庁長官に要請を行うとともに、機会ある毎に日本政府に対し、同様な要請を行った。

日本政府は、今後の採るべき施策を検討するため、部外の有識者による「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」を設置し、平成13年9月の第1回会合以来、9回の会合が開催された。

平成14年7月には懇談会の報告書を取りまとめ、県が要請した公平補償の問題については、「金銭補償に関しては慎重な検討が必要であり、訴訟に参加しなかった住民から更なる理解が得られる可能性の高い施策が有れば、その施策の実施を追求すべきである。施策の例として、空調機(エアコン)稼働に伴う電気料金低減のため、家庭用太陽光発電システムを住宅防音工事の一環として補助することを実施することが挙げられる。」という趣旨の意見が出された。

その後、平成15年度防衛施設庁関係予算の概算要求で、「太陽光発電システムの設置補助費」

が計上され、予算内示でその一部が認められた。

航空機騒音対策等について

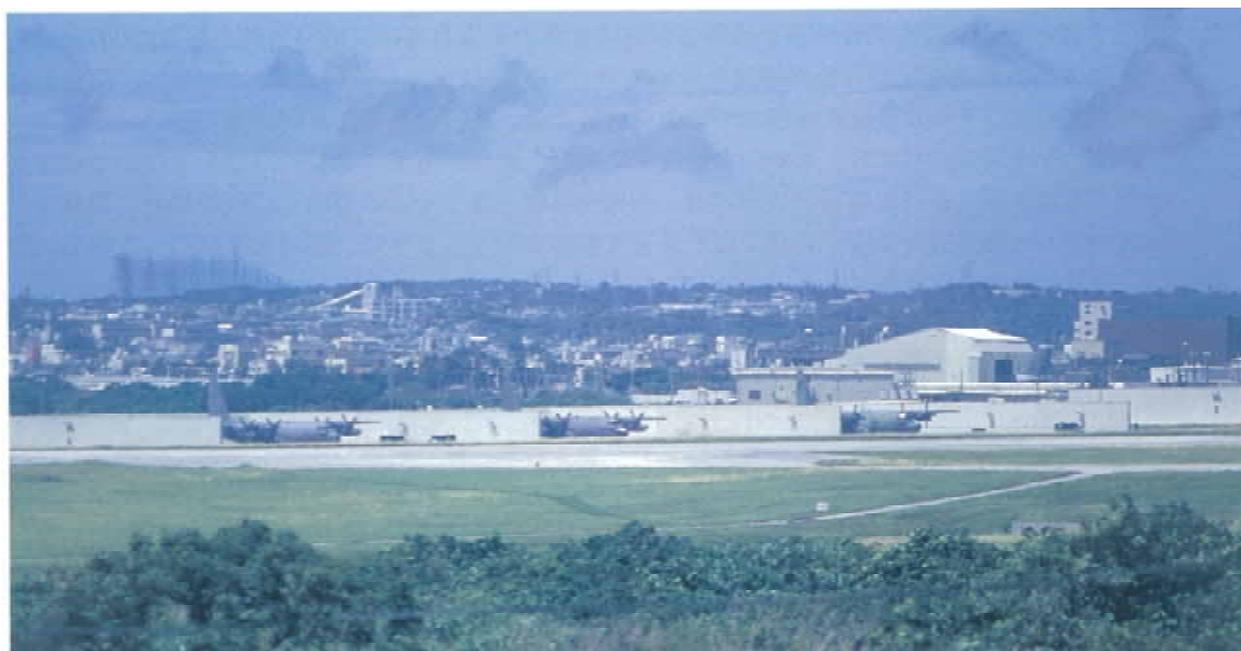
航空機騒音問題に対応するため、国は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（昭和49年法律第101号）に基づいて、自衛隊並びに駐留軍の使用する飛行場等の周辺において、航空機の騒音が著しいと認められる区域に所在する住宅の所有者または居住者が、住宅の防音工事を行うときは、その工事について一定の基準により助成を行うこととしており、基地周辺の学校等公共施設や民間住宅への防音工事を実施している。

また、米軍もこれまでに消音器及び防音施設の設置や、低騒音エンジンへの切り替え、アフターバーナーの使用制限、また、地元から要望のある年間行事の際の飛行訓練の制限等の対策を講じてきたが、抜本的な航空機騒音問題の解決には至らなかった。

このようなことから、県はこれまで訪米要請等のあらゆる機会を通じて、日米両政府に対し航空機騒音問題の解決を強く求めてきた。これを受け、平成8年3月28日の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に係る航空機騒音規制措置が合意されたが、県、関係市町村が求めていた午後7時から翌朝午前7時までの間の飛行制限については、午後10時から翌朝午前6時までとされるなど、地域住民の声が反映された措置内容とはなっていない。

平成8年12月2日の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告においては、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺からの航空機騒音の軽減を図るため、以下の「騒音軽減イニシアティブ」を実施することとしている。

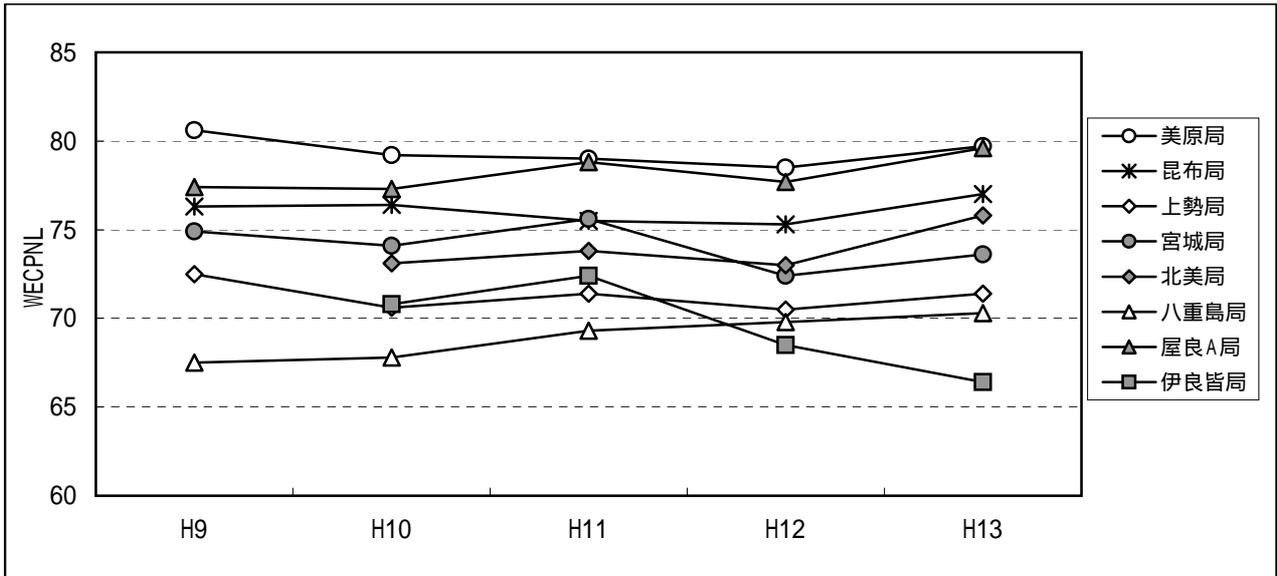
- (ア) 嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。また、MC-130航空機を平成8年12月以降海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転（実施済み）する。
- (イ) 平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側部分に新たな遮音壁を設置する（実施済み）。
- (ウ) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置の実施（合意済み）。
- (エ) 普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。なお、岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は、平成8年11月までに完了している。



嘉手納及び普天間飛行場周辺におけるWECPNLの年度推移(県測定局、平成9年度～)

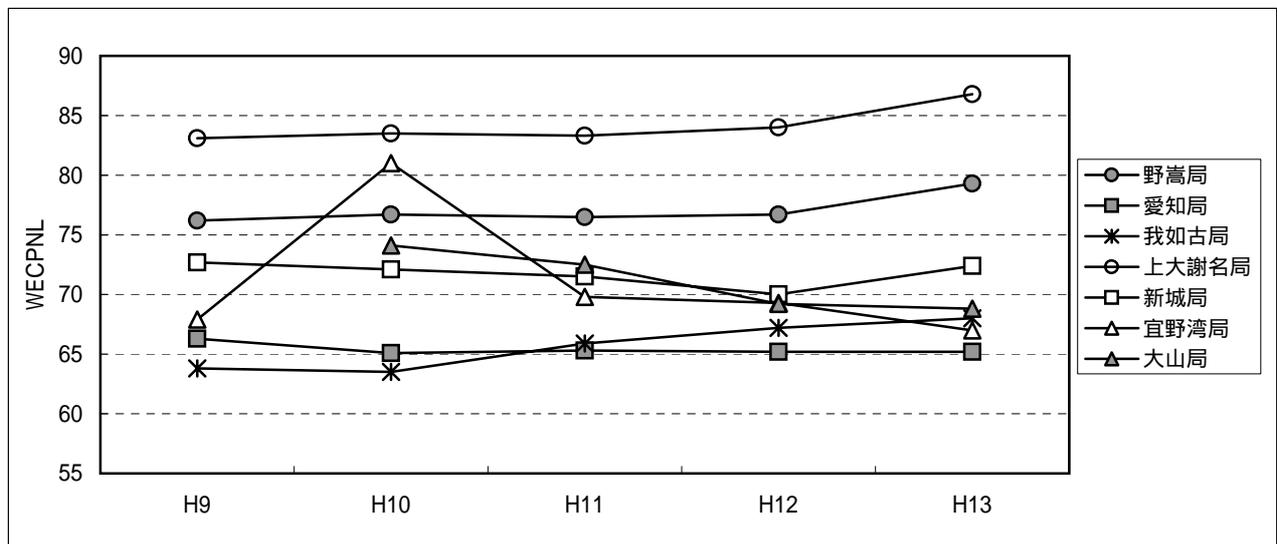
嘉手納飛行場周辺

	局名	H9	H10	H11	H12	H13
1	美原局	80.6	79.2	79.0	78.5	79.7
2	昆布局	76.3	76.4	75.5	75.3	77.0
3	上勢局	72.5	70.6	71.4	70.5	71.4
4	宮城局	74.9	74.1	75.6	72.4	73.6
5	北美局		73.1	73.8	73.0	75.8
6	八重島局	67.5	67.8	69.3	69.8	70.3
7	屋良A局	77.4	77.3	78.8	77.7	79.6
8	伊良皆局		70.8	72.4	68.5	66.4



普天間飛行場周辺

	局名	H9	H10	H11	H12	H13
1	野嵩局	76.2	76.7	76.5	76.7	79.3
2	愛知局	66.3	65.1	65.3	65.2	65.2
3	我如古局	63.8	63.5	65.9	67.2	68.0
4	上大謝名局	83.1	83.5	83.3	84.0	86.8
5	新城局	72.7	72.1	71.5	70.0	72.4
6	宜野湾局	67.9	81.0	69.8	69.3	67.0
7	大山局		74.1	72.5	69.2	68.8



嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意について
(平成8年3月28日 外務省)

本日開催された日米合同委員会において、航空機騒音対策分科委員会の勧告を受け、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に関する航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意が別紙1及び別紙2のとおり承認された。

(全文仮訳)

嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置

1. 航空機騒音対策分科委員会の日米両側の議長は、合同委員会に対し、以下の嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を提案することに合意した。
2. 嘉手納飛行場周辺地域社会の航空機騒音レベルへの懸念を軽減するため、下記の措置が在日米軍の任務に支障をきたすことなく航空機騒音による望ましくない影響を最小限にすべく設定された。したがって、飛行の安全、任務の遂行及び騒音規制が最も考慮すべき点であることを認識しつつ、これらの措置がとられることとなった。
3. 措置
 - a 進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定する。
 - b 嘉手納飛行場近傍(飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域)において、航空機は、海拔1,000フィートの最低高度を維持する。ただし、次の場合を除く。承認された有視界飛行方式による進入及び出発経路の飛行、離着陸、有視界飛行方式の場周経路、航空管制官による指示がある場合又は計器進入。
 - c 任務により必要とされる場合を除き、現地場周経路高度以下の飛行を避ける。
 - d 短場周経路を飛行する航空機は、管制塔より別段の指示を受ける場合を除き、滑走路を通過するまで、ダウン・ウインド・レグへ移行するための機首上げ操作を遅らせる。滑走路5L/23Rへ有視界飛行方式経路で飛行するKC-135は、できる限り人口稠密地域上空の飛行を避ける。
 - e 短場周経路においては、航空機がダウン・ウインド・レグでの飛行を確立するまで、運用上の制約の範囲内で、クリーン・コンフィギュレーションで飛行する。緊急事態にある又は手順上脚を出すよう求められている航空機は、脚を出した状態で飛行することができる。
 - f 嘉手納飛行場の場周経路内で着陸訓練を行う航空機の数、訓練の所要に見合った最小限におさえる。
 - g アフター・バーナーの使用は、飛行の安全及び運用上の所要のために必要とされるものに制限される。離陸のために使用されるアフター・バーナーは、できる限り早く停止する。

h 嘉手納飛行場近傍及び沖縄本島の陸地上空において、訓練中に超音速飛行を行うことは、禁止する。

i 2200～0600の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、でき限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。

j 日曜日の訓練飛行は差控え、任務の所要を満たすために必要と考えられるものに制限される。慰霊の日のような周辺地域社会にとって特別に意義のある日については、訓練飛行を最小限にするよう配慮する。

k 有効な消音器が使用されない限り、又は、運用上の能力もしくは即応態勢が損なわれる場合を除き、1800～0800の間、ジェット・エンジンのテストは行わない。

l エンジン調整は、できる限りサイレンサーを使用する。

m 嘉手納飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）においては空戦訓練に関連した曲技飛行は行わない。しかしながら、あらかじめ計画された曲技飛行の展示は除外される。

n 嘉手納飛行場に配属される、あるいは同飛行場を一時的に使用するすべての航空関係従事者は、周辺地域社会に与える航空機騒音の影響を減少させるために本措置に述べられている必要事項について十分な教育を受け、これを遵守する。

4．責任：司令官は以下の事項が行われることを確保する。

a 航空機の安全性及び運用上の所要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう、管理下にある航空機を運用する。

b できる限り住民への迷惑を軽減するために場周経路及び現行の騒音規制措置を常時見直す。

c 嘉手納飛行場において活動するパイロットに対し、航空機騒音が敏感に受け止められていることを理解させ、問題を最小限にする現実的な規制措置について認識させる。

d パイロットに上記3．に述べられている措置を遵守させる。

5．対外関係

a 第18航空団司令官、その部下及び嘉手納飛行場を使用する飛行部隊司令官は、騒音問題及び規制措置について厳重な注意を払うものとする。この意味で、住民の理解と相互協力の促進を図るため、地方公共団体及び国の行政機関の地方支分部局と緊密な連絡をとる。

b 第18航空団司令官は、地元公共団体又は地域住民に対する現地の騒音問題に係るいかなる連絡事項も那覇防衛施設局に前もって通知するよう最大限努力する。

(全文仮訳)

普天間飛行場における航空機騒音規制措置

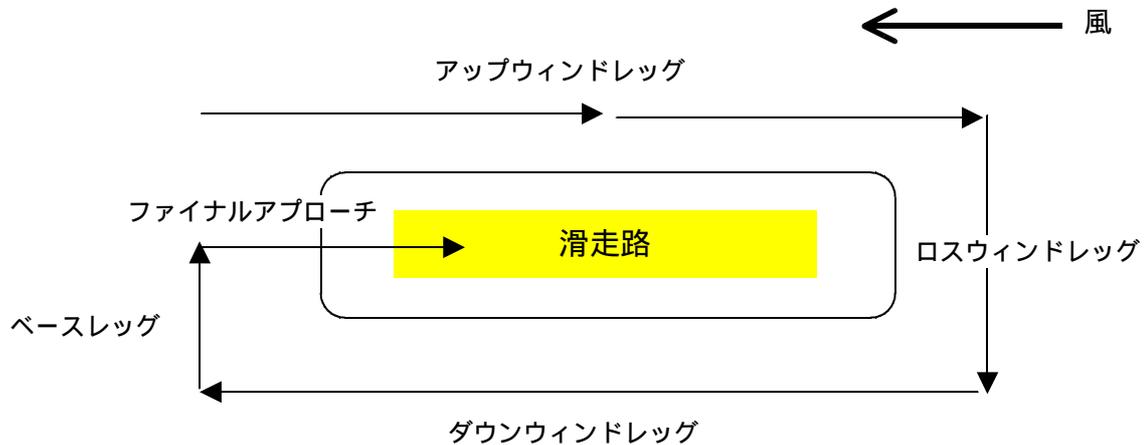
1. 航空機騒音対策分科委員会の日米両側の議長は、合同委員会に対し、以下の普天間飛行場における航空機騒音規制措置を提案することに合意した。
2. 普天間飛行場周辺地域社会の航空機騒音レベルへの懸念を軽減するため、下記の措置が在日米軍の任務に支障をきたすことなく航空機騒音による望ましくない影響を最小限にすべく設定された。したがって、飛行の安全、任務の遂行及び騒音規制が最も考慮すべき点であることを認識しつつ、これらの措置がとられることとなった。
3. 措置
 - a 進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定する。
 - b 普天間飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）において、航空機は、海拔1,000フィートの最低高度を維持する。ただし、次の場合を除く。承認された有視界飛行方式による進入及び出発経路の飛行、離着陸、有視界飛行方式の場周経路、航空管制官による指示がある場合又は計器進入。
 - c 任務により必要とされる場合を除き、現地場周経路高度以下の飛行を避ける。
 - d 普天間飛行場の場周経路内で着陸訓練を行う航空機の数、訓練の所要に見合った最小限におさえる。
 - e アフター・バーナーの使用は、飛行の安全及び運用上の所要のために必要とされるものに制限される。離陸のために使用されるアフター・バーナーは、できる限り早く停止する。
 - f 普天間飛行場近傍及び沖縄本島の陸地上空において、訓練中に超音速飛行を行うことは、禁止する。
 - g 2200～0600の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できり限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。
 - h 日曜日の訓練飛行は差控え、任務の所要を満たすために必要と考えられるものに制限される。慰霊の日のような周辺地域社会にとって特別に意義のある日については、訓練飛行を最小限にするよう配慮する。
 - i 有効な消音器が使用されない限り、又は、運用上の能力もしくは即応態勢が損なわれる場合を除き、1800～0800の間、ジェット・エンジンのテストは行わない。
 - j エンジン調整は、できる限りエンジン・テスト・セル（サイレンサー）を使用する。

- k 普天間飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）においては空戦訓練に関連した曲技飛行は行わない。しかしながら、あらかじめ計画された曲技飛行の展示は除外される。
 - l 普天間飛行場に配属される、あるいは同飛行場を一時的に使用するすべての航空関係従事者は、周辺地域社会に与える航空機騒音の影響を減少させるために本措置に述べられている必要事項について十分な教育を受け、これを遵守する。
- 4．責任：司令官は以下の事項が行われることを確保する。
- a 航空機の安全性及び運用上の所要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう、管理下にある航空機を運用する。
 - b できる限り住民への迷惑を軽減するために場周経路及び現行の騒音規制措置を常時見直す。
 - c 普天間飛行場において活動するパイロットに対し、航空機騒音が敏感に受け止められていることを理解させ、問題を最小限にする現実的な規制措置について認識させる。
 - d パイロットに上記3．に述べられている措置を遵守させる。
- 5．対外関係
- a 普天間飛行場司令官、その部下及び普天間飛行場を使用する飛行部隊司令官は、騒音問題及び規制措置について厳重な注意を払うものとする。この意味で、住民の理解と相互協力の促進を図るため、地方公共団体及び国の行政機関の地方支分部局と緊密な連絡をとる。
 - b 普天間飛行場司令官は、地元公共団体又は地域住民に対する現地の騒音問題に係るいかなる連絡事項も那覇防衛施設局に前もって通知するよう最大限努力する。

* <解説>

・場周経路 (Traffic Pattern)

着陸する航空機の流れを整えるために、滑走路周辺に設定された飛行経路で、通常は左旋回の経路である。(嘉手納は右旋回が多い)



・クリーン・コンフィギュレーション

航空機の脚などを引っ込めた状態 (形状)

・ランディング・コンフィギュレーション

着陸のため脚を出した状態

・計器進入方式

計器飛行 (航空機の飛行経路、飛行高度、飛行方法など、常時航空交通管制機関の指示を受けながら飛行する) により安全かつ秩序よく進入し着陸するための一連の飛行方式。ADF (NBD) 進入方式、VOR 進入方式、VOR / DME 進入方式、ILS 進入方式などがある。NBD、VOR、DME、ILS は電波を使用して航空機に飛行コース等を知らせるシステムのこと。

・有視界飛行

航空交通管制官の指示を受けないでパイロット独自の判断で飛行すること。

・アフターバーナー

エンジンの排気に燃料を流して点火させることでエンジン推力を増加させるものであり、燃料の消費は著しく増大する。

(2) P C B等有害廃棄物

P C B 検出事件

平成8年3月19日、那覇防衛施設局から県に、平成7年11月30日付けで返還された米軍恩納通信所跡地の既存建築物の解体及び土地の復元工事中に、汚水処理槽内の汚泥や流出口付近からカドミウム、水銀、P C B、鉛、砒素等の有害物質が検出されたとの報告があった。

この報告は、肥料取締法に基づき当該汚泥が肥料としての使用可否について判断するための検査結果に基づくものであった。同検査は、カドミウム、水銀の有害物質2項目について含有試験を行ったもので、いずれも基準値を超えていた。また、同試験においてP C B及び鉛が検出されたが、これらの基準値は、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令に基づく溶出試験によることとされているため、この時点での含有試験結果は、溶出試験の基準値との比較はできなかった。

これを受けて県では同年3月、汚水処理槽内汚泥、公共用水域の水質、底質、通信所跡地の近隣農用地土壌及び周辺集落の湧水等をサンプリングし、有害物質8項目について、廃棄物としての観点から廃棄物処理法に基づく検査（溶出試験）を実施した。県の調査時点では、汚水処理槽の構造を詳細に把握していなかったため、汚水の流入口、槽中央部分からサンプリングを行った。

その結果、水銀が「特別管理産業廃棄物の判定基準」を超えていたが、P C B等その他の項目については基準値内であった。

その後、那覇防衛施設局は平成8年7月、汚泥を処分するに当たって、汚水処理槽内の汚泥等の詳細な検査（溶出試験）を行った。その結果、同年9月、P C Bが5検体中4検体、水銀が5検体中3検体が基準値を超えていたが、有害物質による汚染は汚水処理槽内の汚泥に限定されていることが明らかになった。

そのため、県は汚泥の処理方法について関係機関と協議するとともに、同年11月、那覇防衛施設局に対して当該汚泥の適正処理について要請を行った。

汚泥の処理については、那覇防衛施設局が責任を持って行い、処理方法については、県と協議しながら検討を進めることが確認された。それを踏まえ、那覇防衛施設局は、汚泥処理槽を米軍基地内に一時保管することについて米軍と協議したが、日米地位協定では施設の返還に際しては原状回復義務がなく、返還後に発見された問題であるとして、米軍は引き取りに難色を示した。

そのため県は平成9年10月、防衛施設庁長官に対して、恩納通信所跡地内における汚泥の早期撤去、及び有害物質等の環境対策への万全の措置を講ずるよう要請を行った。

これに対し、防衛施設庁では、航空自衛隊恩納分屯地内の国有地に約120トン分の汚泥を移送し、一時保管する方向で検討し、平成10年3月11日、同基地への搬送が完了した。なお、汚泥の最終的な処分は、厚生省の処理基準が定められ次第、実施されることになっている。



▲基準値を超える水銀等の有害物質によって汚染された恩納通信所の返還跡地
(写真提供：沖縄タイムス社)

また、平成14年4月12日に、自衛隊から「米軍から返還され、自衛隊が使用している恩納分屯基地内の旧汚水処理施設からP C Bが検出された。」との報告があり、同日、県、自衛隊、那覇

防衛施設局で現場確認調査を実施した。

自衛隊の説明によると、旧污水处理施設7ヶ所のうち、5ヶ所の汚泥からPCBが検出され、そのうちの1ヶ所が埋立処分基準値を超えているとのことであった。

その後、県、自衛隊、那覇防衛施設局及び地元市町村で調整し、同年5月に恩納分屯基地周辺の河川等の恩納村地域5カ所、金武町地域7カ所の調査ポイントを決め、PCB検出調査を実施した。

同年6月に調査結果が報告され、すべての調査ポイントにおいてPCBは検出されなかったとの発表があった。

県は国に対し、PCBを含む汚泥の速やかな除去と保管容器の安全で適切な管理等、万全な対策を講ずるよう要請した。

在沖米軍が管理するPCB廃棄物の米国への搬出プログラム

平成14年8月28日に、米国防総省において、在日米軍管理下のPCB含有物質を処理するための「環境評価報告書(案)」が公表され、同報告書に在日米軍が管理するPCB廃棄物の米国への搬出に関する記述がなされていた。米国製PCB廃棄物の搬出に向けての手続きとしては、同年9月30日に公告縦覧が終了し、同年12月18日に「環境評価報告書(案)」が確定し、米国の官報で公表された。これを受け、平成15年1月17日に、横田飛行場から米国に向け、米軍機で米国製PCB22.4トンが搬出された。その他の米国製PCBの搬出時期については、平成15年1月末現在、未定となっている。

また、日本製PCB廃棄物の米国への搬出については、米国環境保護庁の承認案が官報に公示され、同年10月20日まで公告縦覧を受けつけ、平成15年4月18日から1年間搬出を認めるとの決定がなされた。

なお、在日米軍が保管しているPCB含有物質の保管状況は以下のとおり。

(参 考)

PCB含有物質の施設ごとの内訳

(2001年データ)

施設名	保管中	使用中	合計
相模総合補給蔽	357(56)	0	357
嘉手納基地	225(2)	1,234(0)	1,459
キャンプ瑞慶覧	69(7)	491(26)	560
牧港補給地区	66(-)	0	66
座間基地	63(0)	30(3)	93
横田基地	54(0)	167(0)	221
佐世保基地	16(12)	69(9)	85
三沢基地	14(0)	30(0)	44
横須賀基地	10(0)	103(0)	113
岩国基地	6(1)	33(2)	39
厚木基地	0	66(0)	66
トリイ通信施設	0	13(0)	13
在沖縄米艦隊活動司令部	0	2(0)	2
合計	880(78)	2,238(40)	3,118
上記の内、在沖米軍計	360(9)	1,740(26)	2,100

単位はトン、()内はPCB濃度50ppm以上、印は嘉手納基地とキャンプ瑞慶覧で受け取ったPCB含有物質、(-)はゼロより大きい1トン未満の量を示す。

北谷町のドラム缶投棄事件

平成14年1月30日、北谷町から県に対し、北谷町桑江中学校近くの基地返還跡地から「ドラム缶に入ったタール状物質」が発見されたとの連絡があった。県は当該物質投棄の原因者特定のために、米軍提供当時の諸資料や情報の提供を那覇防衛施設局に依頼するとともに、成分分析のためのサンプリングや周辺の土壌、河川、海域、地下水についての環境調査を実施した。

県は国に対し、状況を一刻も早く改善するために国が早急に対策を執るよう要請した。同年2月には、防衛施設庁長官から国が早急に対策を執ることを決定した旨の発言があり、那覇防衛施設局も国の責任で対処する旨の発表を行った。また、北谷町はドラム缶の撤去、移動を開始した。

県は同年3月にタール状物質等の分析結果の最終報告を行い、今回の事件において、環境への影響はほとんどないものと考えているとのコメントを発表した。

同年5月から6月にかけてドラム缶の収集、運搬、及び処分業務等が北谷町から那覇防衛施設局に移され、10月に終了した。



▲北谷町におけるドラム缶に入ったタール状物質の発見現場

ドラム缶等の状況

	平成13年度に見つかったドラム缶本数		平成14年度に見つかったドラム缶本数	
ドラム缶本体	146本	+	41本	= 187本
流出等ドラム缶				<u>28本</u>
				215本

ドラム缶の収集、運搬、及び処分に要した費用 約8,400万円

油脂類の漏出問題

廃油等の流出による水域等の汚染については、復帰後昭和51年の年間13件をピークに、昭和52年から平成6年までは年間0件から1件まで減少してきた。平成7年以降平成13年までは、年間3件から5件と若干増え、平成14年は8件と増加している。最近の主な事例としては、平成9年1月に嘉手納基地の第3ゲート付近から約1,520リットルのディーゼル燃料が流出した事故、平成9年6月にキャンプ・ハンセン内の地下埋設送油管からディーゼルオイル約1,900リットルが漏れた事故、平成13年1月に名護市安部の国道331号にキャンプ・ハンセン所属の車両のエンジンオイルと見られる油が約1kmに亘って流出した事故、平成14年6月にキャンプ・ハンセン内の給油施設の地下タンクから約600ガロン(2,271リットル)のガソリンが流出した事故、平成14年11月に嘉手納飛行場内の燃料貯蔵建物から航空燃料約200ガロン(757リットル)が流出した事故がある。

嘉手納弾薬庫地区返還跡地六価クロム等検出事件

平成11年6月、嘉手納弾薬庫地区返還跡地からカドミウムが検出されたとの新聞報道がなされた。

このことに対し、那覇防衛施設局は、「5月14日から6月23日にかけて土壌分析調査等を実施

し、一部で六価クロム及び鉛で環境基準値以上の数値がでたが、周辺に広げた調査では検出されず、汚染とは認識していない。」との説明が県、関係市町村、地主になされた。

地主から「過去に返還された土地に係る環境調査の実施、今回の調査結果の公表」等の要望が出された。その後、那覇防衛施設局施設部長と読谷村長との間で覚え書きが取り交わされ、「国は、今回の返還対象地区で米軍の活動に起因する有害物質、その他土地所有者等に影響を及ぼすような物質が発見された場合は適切に処理をする。その調査、処理については、国の責任で実施し、土地所有者等に費用等、何らの負担をかけないものとする。」との内容であった。

(3) 赤土流出問題

赤土等の流出による河川・海域の汚染は、景観の損失や、生物生育環境の改変等生活環境、自然環境の悪化を招き、産業の振興にも大きな影響を及ぼしており、本県の環境保全上重要課題となっている。

基地からの赤土流出源は、主として基地建設や山林火災、演習等でできた裸地、未舗装の演習用道路等であり、県は、きめ細かな赤土流出防止対策が講じられるよう、米軍に対し積極的に働きかけを行っている。

(ア) 基地からの赤土流出事例

恩納村における都市型戦闘訓練施設建設工事関係

平成元年9月、キャンプ・ハンセン内都市型戦闘訓練施設建設工事が一因と思われる赤土流出により、恩納村新川沿岸海域が汚染される事態が発生した。

県及び恩納村が施設建設現場に近い新川流域周辺調査を行った結果、建設工事現場一帯が全域にわたって赤土土壌となっていること、工事現場の土砂流出対策が十分ではないこと、雨水排水経路に流出の痕跡が認められたことなどから、当該建設工事が、海域汚染の一因であると推定された。

本件については、日本政府予算による赤土流出防止のための現場整備工事を同時に行い、完了した。なお、当該施設については、平成4年に撤去された。

キャンプ・シュワブ内連絡道路拡幅工事関係

平成4年5月、キャンプ・シュワブ内で基地間連絡道路の改修工事が行われていることが明らかになると同時に、名護市久志区の旧簡易水道取水源の赤土汚染が問題となった。

県が調査を行った結果、工事造成された場所や工事中の場所において赤土流出対策が実施されてはいるが不十分であり、また、沢への赤土流出の跡が確認されるなど、同工事が汚染の原因の一つであると考えられた。

なお、地元名護市が実施した久志大川ダム地質調査ボーリングポイントでも同様に赤土流出の跡がみられたことから、本件は複合的な汚染であると考えられた。

楚辺通信所の移設工事関係

平成14年7月、キャンプ・ハンセンにおいて、楚辺通信所移設工事に関連する赤土流出により、恩納村喜瀬武原区長浜川流域が汚染される事態が発生した。



▲汚染された恩納村喜瀬武原区長浜川
(写真提供：琉球新報社)

本件については、那覇防衛施設局による濁水処理装置を用いた河川の浄化措置が講じられた。

(1) 赤土流出防止対策

県の取り組み

県では、「赤土流出防止対策協議会」を設置し、県庁内各部局間の協議調整を行い、赤土流出防止対策の強化を図っており、県からは、米軍施設・区域内においても演習や施設工事に伴い赤土が公共用水域に流出することがないように、流出源又は流出の恐れのある場合においては十分な防止対策をとること、工事計画については、事前に県や関係市町村に対し通知し、意見を徴すること、また関係機関が立ち入り調査を必要とする場合の迅速な対応について要望した。これに対し、米軍からは、赤土流出等の問題から環境を保全・保護するため最大限努力し、あらゆる実行可能な手段をとること、周辺地域に影響を及ぼす恐れのある事案については、周辺自治体と相談していくことなどの回答があった。

基地内の開発は、沖縄県赤土等流出防止条例に適用する防衛施設庁の提供施設の整備事業はもとより、条例に適用しない米軍による直接開発行為についても、関係機関が互いに連携を密にし、情報交換を行いながら慎重に対処する必要がある。

国・米軍の取り組み

国においては、米軍基地内からの赤土等流出防止対策として、流域河川において貯留型砂防ダムの建設を進めてきたが、米軍の訓練の妨げとなること及び周辺で希少動物が確認されるとの理由により、建設は中断している。当初、平成12年までに23基の貯留型砂防ダムの建設を予定していたが、平成14年12月末現在、12基の設置に留まっている。なお、通常型砂防ダムについては、24基設置されている。

米軍は、貯留型砂防ダムに代わって、航空機を用いた播種による裸地緑化対策を提案し、平成11年10月から平成13年3月末までに、キャンプ・ハンセン及びキャンプ・シュワブにおいて、合計5回、10.8ヘクタールの緑化を実施した。実施後は、演習を中止しているため、順調に緑が回復してきている。

(4) 原子力軍艦（潜水艦等）の寄港

(ア) 原子力軍艦（潜水艦等）の寄港状況

勝連半島の先端部に位置するホワイト・ビーチ地区は、神奈川県横須賀市、長崎県佐世保市とともに原子力軍艦の寄港地である。

本県における復帰後の原子力軍艦の寄港状況は、昭和47年6月、原潜フラッシャーの初寄港以来、平成14年12月9日の原潜シャイアン寄港まで平成14年12月末現在で191回となっている。

原子力軍艦の寄港は、昭和56年以降一時途絶えていたが、昭和61年8月の5年ぶりの寄港以来、毎年寄港を繰り返しており、平成5年、6年にそれぞれ17回、18回を数えた後、年10回程度と減少したが、平成14年は17回と増加した。

地元勝連町では、原子力軍艦の寄港の際の放射能もれの不安が大きいことから、これまでも町議会において、寄港反対、早期出港及び万全の防止策を求める決議を採択し、米軍及び外務省など関係機関に要請してきた。

なお、復帰後、原子力軍艦の寄港時の放射能測定結果では、現在まで異常は認められていないが、昭和55年3月のロングビーチ（巡洋艦）の寄港時においては、晴天時の平均値を上回る放射能が検出され、当該海域及び周辺海域の魚貝類が売れなくなるなど、地域住民に大きな不安と被害を与えた。

原子力軍艦の寄港状況

平成14年12月末現在

年	S47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
寄港回数	7	3	-	-	1	1	-	1	4	1	-	-	-
年 度	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9
寄港回数	-	3	10	11	3	9	4	7	17	18	7	16	9
年	10	11	12	13	14								
寄港回数	8	12	10	12	17								

(イ) 原子力軍艦（潜水艦等）寄港対策等

国は、原子力軍艦寄港地周辺住民の安全を確保するため、昭和43年9月に「原子力軍艦放射能調査指針大綱」を制定し、寄港時調査（軍艦入港の24時間前から出港後海底土採取終了までの調査）、及び非寄港時調査（軍艦寄港時の放射能調査に対処するため、寄港時以外における放射線レベル監視測定を行なう通常調査と、四半期ごとに海水、海底土及び海産生物に含まれる放射能の長期的変化の調査）を行なっている。また、県は原子力軍艦の放射能の調査を適宜行い、迅速かつ適切な対策を講ずることを目的に、昭和48年4月に「沖縄県放射能対策本部設置要綱」を制定し、所要の対策を講じている。

また、国は、平成14年4月23日の中央防災会議で、原子力軍艦が寄港する米軍基地で原子力災害が起こった時の政府の役割分担等の修正を決定しており、これを受け、県も現行の防災計画の見直しの必要性を検討している。

原子力軍艦の寄港については、「外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明」に基づき、通常、受入国政府の当局に対し、少なくとも24時間前に通報されることになっている。

県は、外務省からの通報により、ただちに勝連町など、関係機関に通報を行っている。

しかしながら、平成13年9月11日に発生した米国の同時多発テロ以降、国の要請により、当面の間、原子力潜水艦の24時間前通知についてマスコミ等への公表を控えているが（平成14年12月末現在）、早期に解決されるよう、外務省に申し入れを行っているところである。



▲2002年（平成14年）6月5日にホワイト・ビーチ地区に入港した原子力潜水艦「ラ・ホヤ」（写真提供：沖縄タイムス社）

(5) 劣化ウラン弾誤使用事件

平成9年2月10日、外務省からの連絡により、平成7年12月から平成8年1月にかけて3回にわたり、鳥島射撃場において訓練中の米海兵隊のハリアー機が、計1,520発の劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾（ ）を誤って訓練中に使用し、発射していた事実が明らかになった。

しかしながら米国政府は、事件発生後1年余も日本政府に連絡せず、日本政府においても米側からの情報提供後、県への通報が1か月近くも遅れた。

劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾は、米軍の内部規則により日本国内の施設・区域での使用が許されていないにもかかわらず、使用されたものである。

米軍は、摂取されない限り健康への危険はないとしているが、誤射された劣化ウラン弾は平成11年5月現在、わずか247発しか回収されておらず（平成14年12月末まで、新たな回収実績はない）、鳥島に最も近い居住可能地域である久米島の住民の健康や周辺環境への影響が懸念されている。

そのため県は事件発覚後、事態の重大性に鑑み、ただちに日米両政府に対し、事件の徹底究明と再発防止、鳥島射爆撃場周辺での徹底した環境調査の実施、全ての劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾が回収され安全が確認されるまでの同射爆撃場での演習中止、事件・事故発生時の速やかな連絡体制の整備の4項目について要請を行った。

平成9年2月24日、外務省と科学技術庁（現文部科学省）は、劣化ウラン含有弾誤使用問題が環境に及ぼす影響について調査するため、海上保安庁、防衛施設庁、水産庁及び沖縄県の協力を得て、鳥島射爆撃場周辺海域の現地調査を実施した。

その調査内容は、鳥島周辺海域における空間放射線量及び水中放射線量の測定、同水域における海水のウラン濃度の測定、同水域において回遊または生息する魚類のウラン濃度の3項目であった。

さらに翌3月26日から27日にかけて、鳥島射爆撃場陸域部分と同海岸線付近の浅海域についても調査を行った。同調査の内容は、鳥島地表面の空間放射線量率の測定、大気浮遊じんのウラン濃度の調査、土壌のウラン濃度の測定、鳥島周囲の海水のウラン濃度の調査、並びに比較対照として久米島の調査を実施した。

いずれの調査も、科学技術庁（現文部科学省）原子力安全局に設置されたデータ検討評価会において、専門的立場から検討・評価が行われた。

その結果、平成9年6月19日、科学技術庁（現文部科学省）は一連の環境調査の報告をとりまとめ公表した。同報告書によると、鳥島北側丘の南斜面の土壌の一部に劣化ウランが含まれていたものの、鳥島における劣化ウランの影響範囲は極めて限られたものであり、鳥島に立ち上ったとしてもその影響は十分に小さい、としている。また、鳥島における空間放射線量率、大気浮遊じん、島の周囲の海水及び海藻のウラン濃度等、鳥島周辺海域における空間及び水中放射線量率並びに海水及び魚類等のウラン濃度等、久米島における空間放射線量率並びに土壌、大気浮遊じん、島の周囲の海水及び海藻のウラン濃度等については、異常なし、としている。

なお、平成9年8月15日、在日米大使館より外務省を通じて県に入った連絡によると、「環境調査の結果、劣化ウランの影響は無視できる。米側は、今後も定期的に鳥島における劣化ウラン弾の回収及び陸域調査を実施する。」との見解を示した。

さらに今後の対応として、劣化ウラン含有弾が16%しか回収されていないこと等を踏まえ、また、在日米軍が定期的実施する鳥島における調査の継続実施の必要性を認め、日本政府として必要に応じてこれら調査に立ち会うとともに、その結果について在日米軍から定期的に報告を受け評価を実施する、現在把握している鳥島の状況と異なる結果が得られた場合は、日本政府として独自に再調査を実施する、鳥島の周辺環境について、今後とも劣化ウランの影響が無視できることを確認するため、日本政府は当分の間、鳥島周辺海域及び久米島において環境調査を定期的実施するとし、米軍による平成10年度から平成14年度までの鳥島における環境調査、科学技術庁（現文部科学省）による平成10年度から平成11年度までの鳥島周辺における環境調査、平成10年度から平成13年度までの久米島及び同島周辺における環境調査を実施し、「環境調査の結果、劣化ウランの影響は無視できる。米側は、今後も定期的に鳥島における劣化ウラン弾の回収及び陸域調査を継続実施する。」との見解を示した。

県と米軍基地所在市町村で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、平成9年度以降平成14年度までの間、地元住民の不安が解消されていないことから、久米島における住民検診の実

施について、外務省、防衛庁など関係省庁に要請を行った。

平成15年3月20日、文部科学省は平成13年度環境調査報告を行う際に、「今後は、日本政府による久米島及び同島周辺における環境調査を行わずに、国が実施している環境放射能水準調査の一環として調査する。」との見解を示した。これに対し県は、「日本政府による環境調査を終了するのであれば、地元の不安を払拭するため、国の主催する説明会を開催し、地元の理解を求める必要がある。」と要望した。

(参考：文部科学省原子力安全課「原子力環境防災ネットワーク」ホームページ「環境防災Nネット」(<http://www.bousai.ne.jp/>)「鳥島における劣化ウラン弾誤使用に係る環境調査」)

劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾は、高い貫徹力を確保するために比重の大きい劣化ウランを利用した砲弾である。

劣化ウランは、鉛に似た毒性を有する重金属で、衝撃に際してより大きな力を発揮し、装甲など硬化された標的を貫通できる能力を持っている。原子核の分裂または核融合反応により生ずる放射エネルギーを破壊力または殺傷力として使用する核兵器とは区別され、通常兵器とされている。

(6) キャンプ・コートニーのクレ射撃跡地周辺鉛汚染

平成13年2月、キャンプ・コートニーでクレ射撃を行っていたとの新聞報道がなされた。

県は、米軍に対し事実確認をしたところ、平成12年から平成13年にかけて米軍が独自に実施した環境調査報告書が提出された。

同報告は、過去に使用された推定量約49トンの鉛弾がレンジ跡地及びその周辺海域に散在し堆積していると思われること、レンジ跡地の一部の土壌がJEGS(日本環境管理基準)の基準値を超えて検出されたこと、着弾地内に生育するヒジキにバックグランド値より高い値の鉛含有量が検出されていること、米軍にはヒジキの採取について、ヒジキに含まれる鉛の許容レベルに関する基準がないため、日本政府によって基準が設定され、安全性が確保されるまでの間、採取を制限するとの結論であった。

県は、同報告書の結果を踏まえ、国に対し、食の基準に係る海藻中の鉛の許容濃度の究明及び当該海域に生育するヒジキの鉛含有量の安全確認、政府による環境影響の補足調査、周辺海域に残存する鉛弾の除去、レンジ跡地の土壌浄化、周辺海域及びビーチにおけるモニタリング調査の継続実施について要請を行った。

国は、平成13年3月にキャンプ・コートニー水域のヒジキに係る補完調査を実施した。調査内容は水域内から37検体を採取するとともに、比較対象用として、水域外からも5検体を採取するものであった。平成14年6月に公表された同調査結果によると、当該水域のヒジキの鉛含有量は、食品衛生上の観点では人の健康に影響を与えるものではないとのことであった。

(7) 基地と環境を考えるシンポジウムの開催

平成13年2月12日に、本県が抱える広大かつ過密な米軍基地に起因する環境問題について、基調講演やパネル・ディスカッション等を通して県民が理解を深めることを目的に、「基地と環境を考えるシンポジウム」を開催した。

日 時：平成13年2月12日(月)

場 所：沖縄コンベンションセンター会議室

実施内容：

【 一部 】

基調講演

小川 和 久(国際政治・軍事アナリスト)

【 二部 】

パネリストからの報告

- ・ 県内の環境問題報告 宮 城 篤 実 (嘉手納町長)
- ・ 米国の事例 ポール F . ウォーカー (グローバル・グリーン・アメリカ所長)
- ・ ドイツ国の事例 ヘンリー マーティネン (ホン国際返還センター研究員)
- ・ 環境問題の課題 渡 久 山 章 (琉球大学理学部教授)
- ・ 行政の対応 親 川 盛 一 (沖縄県総務部知事公室長)

パネルディスカッション

意見交換

総括コメント

参加者の状況

(1) 一般参加者	1 3 5 名
(2) 国、県、市町村関係者	1 3 8 名
(3) 招待者	1 8 名
(4) 報道関係者	3 2 名
合 計	3 2 3 名

2 演習・訓練に伴う諸問題（復帰後）

(1) 米軍戦車による老女圧殺事件

昭和48年4月12日、金武町岬原のブルー・ビーチ演習場で、73歳の婦人が演習中の米軍M48A型戦車に圧殺されるといういたましい事故が発生した。

当時のブルー・ビーチ演習場は、民間地域との境界が不明確でフェンス等もなく、立ち入りを禁止する旨の立て札はあるが、どこからでも立入は可能で、米側もそれを黙認していた。

被害者は、仲間数人といつものように演習場内で葉きょうを拾っていた。事故直前、戦車の前方にいた米兵が彼女に気づき戦車をとめるよう合図したが、間に合わず事故が発生した。

当時、地元では、被害者のように葉きょう拾いで収入を得ている人が数人おり、演習に参加している米兵に飲み物を売ったりして生計を立てている人達もいた。

なお、被害者の遺族から補償請求書が那覇防衛施設局へ提出され、昭和48年10月4日に見舞金と慰謝料が支払われている。

(2) 伊江島における住民狙撃事件

昭和49年7月10日、伊江島補助飛行場内の射撃場で、米兵が草刈中の一青年を狙撃する事件が発生した。当時の伊江島は畜産の盛んなところで、村面積の約32%が提供施設となっており、飼育用の牧草を演習場内に求めざるを得ない実状にあり、米側もこれを黙認し、過去20余年にわたり続けられていた。

被害者らは、演習終了を意味する赤旗の降納を確認してから車で射撃場へ入っていった。加害者の米兵はピックアップで被害者を追い回し、フレアピストル（信号用ピストル）で狙撃し、被害者の左手首を負傷させた。

同事件は、「公務外」を強く主張する日本側と「公務中」を主張する米側と対立したまま、日米合同委員会で審議され、その後、下部機関の刑事裁判管轄分科委員会に付託された。その後、日本政府は日米友好を理由に、裁判権を放棄した。なお、被害者補償については、なされていない。

なお、伊江村では、復帰以前にもこの種の狙撃事件や不発弾による死亡事故が発生している。昭和34年9月6日には、真謝区の民家付近で不発弾が爆発し、村民2名が死亡。昭和36年2月1日には、射撃場内で演習中の米軍機の直撃弾を受け村民1名が死亡する事故が発生した。

(3) 戦車道構築問題

北部山岳地帯を開削して構築されたキャンプ・シュワブとキャンプ・ハンセンを連結する戦車道工事によって、水資源涵養林や林業試験林の倒壊、赤土流入による水源地及び周辺河川の汚染、周辺ダムの埋没、養鰻場の汚染等の自然環境破壊が、昭和52年3月頃から昭和53年まで断続的に発生し、異例の基地被害として大きな社会問題となった。

同戦車道工事は基地内でなされたものであるが、地位協定第3条第3項では、「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない。」と規定されており、戦車道構築に当たってこの協定遵守義務が問われて大きな問題となった。

(4) B-52戦略爆撃機の飛来

B-52戦略爆撃機は、核搭載が可能であるといわれ、昭和40年7月28日、台風避難を理由にグアム島から初めて嘉手納飛行場に飛来し、沖縄から直接ベトナム戦争に参加したと言われる。

B-52戦略爆撃機は、昭和43年11月19日に同飛行場で離陸に失敗し、墜落炎上して周辺住民に大きな被害を与えたため、県民の不安が高まり、同機の常駐反対と即時撤去の運動が県民的盛り上がりとなった。米軍は同機の撤去を発表し、昭和45年10月16日に全機が退去した。

しかしながら、復帰後、昭和47年5月20日台風避難のため3機がグアム島から嘉手納飛行場に飛来して以来、度々飛来するようになり、平成2年12月までに34回、延べ440機が飛来した。

昭和63年10月にB-52戦略爆撃機が核搭載任務を解除されて以降、平成2年1月22日に米軍は、「遅くとも6月にはグアム島を撤退」と公式に表明し、平成2年5月30日の参議院沖縄特別委員会でも、外務省は「グアム島に配備されていたB-52戦略爆撃機は、平成2年3月27日でもって撤退している」と明らかにした。

今日では、B-52戦略爆撃機が台風等の理由があるにせよ、飛来することはない。

(5) ハリアーパッドの建設問題

昭和52年、ハリアー機が山口県岩国基地から嘉手納飛行場へ移駐して以来、同機による訓練がキャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン等を利用して実施された。

昭和56年末には、東村高江の県道70号線に面した場所にハリアーパッドを建設しようとしたが、地元の反対にあい、場所をベースキャンプの南西側に変更して建設し、訓練を実施した。その後作戦上の理由でハリアーの分遣隊は沖縄から撤退した。

昭和62年1月には、山口県岩国基地に配備が予定されていたハリアー機の訓練場として北部訓練場内の安波ダム南約270mの場所にハリアーパッド建設を計画、着工しようとしたが、地元の強い反対で工事が中断。同年12月、米海軍は国頭村安波でハリアーパッドの建設用地の測量に入ったが、区民の反対にあい中止、結局北部訓練場での建設を断念した。

平成元年5月、北部訓練場内の建設で反対にあい、場所選定が困難な状態にあったハリアーパッドの建設について、伊江村が条件付きで受け入れを容認。これを受けて、米軍は平成元年8月から同建設工事を着工、同年10月末に完成し、現在に至っている。

(6) 都市型戦闘訓練施設問題

平成2年3月、キャンプ・ハンセン内で、地元の強い反対にもかかわらず都市型戦闘訓練施設が完成した。県や地元恩納村は、同施設が民間地域に近いこと、住民地域やリゾートホテルから一望できる場所にあること、射撃方向を誤れば住民地域に被弾する可能性があること、水源地の維持管理に支障をきたすことから、同施設における実弾射撃訓練を実施しないよう要請した。平成3年3月には外務大臣、防衛施設庁長官及び駐日米国大使に、さらに同年7月には知事が訪米して、米国の関係機関に対し、同訓練施設の撤去を訴えた。その結果、平成4年5月15日、沖縄返還20周年記念式典に出席するため来日中のクエール副大統領の声明において、都市型戦闘訓練施設の撤去が決定されたことが明らかにされ、同年7月までに撤去作業が完了した。

一方、在沖海兵隊が平成元年5月から宜野座村福山区付近で建設を進めていた都市型戦闘訓練施設(コンパクトタウン)が平成2年3月末に完成し、空砲による訓練が行われている。

また、平成13年12月、米軍の2002年度予算において、米陸軍が本島北部の米軍基地内に、都市型戦闘訓練施設建設に関する経費を計上していることが報道された。さらに、平成14年9月、建設場所、施設の規模など建設計画に関する詳細な内容がマスコミで報道されたこともあり、平成14年9月27日に恩納村議会が、同年10月15日には沖縄県議会がそれぞれ建設反対を決議した。

(7) 山林火災

米軍基地内での山林火災は、平成14年12月末現在、復帰後425件発生しており、その焼失面積は、約3,214haとなっている。主な山林火災の状況は、以下のとおり。

発生年月日	関連施設名	焼失面積	出火原因
昭和47年10月5日	キャンプ・ハンセン	約145ha	不明
昭和55年10月29日	キャンプ・ハンセン	約121ha	実弾射撃訓練

昭和58年12月6日	キャンプ・ハンセン	約130ha	実弾射撃訓練
昭和61年1月24日	キャンプ・ハンセン	約100ha	実弾射撃訓練
昭和63年10月29日	キャンプ・ハンセン	約200ha	不明
平成8年7月11日	キャンプ・ハンセン	約100ha	実弾射撃訓練
平成9年9月18日	キャンプ・ハンセン	約298ha	実弾射撃訓練
平成12年3月30日	キャンプ・ハンセン	約105ha	実弾射撃訓練



▲2000年（平成12年）3月30日のキャンプ・ハンセン内レンジ2の火災状況
（写真提供：沖縄タイムス社）



▲原野火災の消火活動状況
（写真提供：琉球新報社）

(8) 県道104号線越え実弾砲撃演習

キャンプ・ハンセン内は、小銃射撃、実弾射撃、実弾演習など海兵隊が装備する火器がすべて使用可能である。砲座と着弾地の間を通過している県道104号線を封鎖して行われる、いわゆる「104号線越え実弾砲撃演習」は、平成9年3月4日～7日の演習を最後に、事実上廃止された。

県道104号線は、恩納村安富祖から金武町金武までを結ぶ道路であり、全長約8.1kmで、そのうち約3.7kmが提供施設内に位置する。

同演習については、これまで地元の金武町をはじめ、多くの県民からその危険性が指摘され、県としても知事訪米等、機会あるごとに演習中止の要請を行ってきた。

実施される実弾射撃演習のうち、155ミリ榴弾砲を使用する砲撃演習は、通常G P 301、302、303に砲座を設定し、約4km離れた金武岳、ブート岳等恩納連山を着弾地として行われた。

同演習で使用される155ミリ榴弾砲の最大射程距離は30kmで、キャンプ・ハンセンの規模（東西約13km、南北約4.2km）をはるかに上回っており、非常に危険であった。訓練の際に着弾地で生じる爆発音や地響きは凄まじいものがあり、着弾地付近の住宅や学校等の民間地域では訓練の度に静かな生活が脅かされた。また、これまで砲弾破片落下事故等が度々発生するなど、付近住民は常に事故発生の危険にさらされていた。さらに、度重なる実弾演習により、着弾地は広範囲にわたって緑が失われ、沿岸海域の赤土汚染の原因ともなっていた。

こうした状況のもと、平成7年10月5日、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転等に関して、技術的、専門的検討を行うことを目的に、日米合同委員会の下に「実弾射撃訓練の移転に関する特別作業班」が設置された。

平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告では、平成9年度中に同訓練を本土へ移転することが合意された。

そして、平成9年6月には、本土での訓練計画が日米合同委員会で合意されたため、沖縄での演習は事実上廃止された。

キャンプ・ハンセン演習場における第3海兵師団第12海兵連隊による県道104号線越え実弾砲撃演習は、昭和48年3月30日の第1回から数えて平成9年3月までに199回の演習通報がなされ、阻止団の着弾地への潜入や、天候不良による中止を除いて、合計で180回実施された。

(9) 航空機事故

復帰後の航空機事故は、平成14年12月末現在、墜落40件、部品等落下29件、不時着114件、着陸失敗15件、移動中損壊2件、接触2件、火炎噴射1件、低空飛行1件、爆弾投下失敗1件、その他12件となっている。

爆弾投下失敗は、平成8年12月10日、那覇空港の西方約7マイル（約11.2km）の地点で、岩国基地第121海兵戦闘攻撃中隊所属のF/A-18Dホーネット機が、ビーチクレスト97の通常訓練の最中に、重さ1,000ポンド（約450kg）の爆弾を誤って提供水域外の海上に投下したものである。

最近の墜落事故は、平成10年7月にキャンプ・ハンセンにおいてUH-1Nヘリコプターが墜落し乗員4名が負傷した事故、平成11年4月に北部訓練場の沖合にCH-53Eヘリコプターが墜落し乗員4名が死亡した事故、平成11年6月に嘉手納飛行場においてAV-8ハリアー機が離陸しようとした際にエンジン部分から火を噴き出し墜落する事故、平成14年8月に沖縄本島南方海上60マイル（約100km）の地点にF-15戦闘機が墜落した事故がある（詳細については、資料編「復帰後の米軍航空機事故の概要」を参照）。

なお、平成14年に航空機関連事故が急増している主な理由は、提供区域内において発生した緊急着陸（米軍は、計器不良等による予防着陸と説明）の増加によるものである。



▲1998年（平成10年）7月にキャンプ・ハンセン内で発生した米海兵隊所属のUH-1Nヘリの墜落事故（写真提供：琉球新報社）
◀1999年（平成11年）6月に嘉手納飛行場で発生したAV-8ハリアー戦闘機の墜落事故（写真提供：琉球新報社）

(10) パラシュート降下訓練に伴う事故

現在、本県でパラシュート降下訓練が実施されているのは、伊江島補助飛行場のみである。

以前は、読谷補助飛行場でも実施されていた。同飛行場では、民間地域への降下事故が度重なって発生したことから、地域住民の反発を招き、住民と米兵との間で対立が続いた経緯がある。

読谷補助飛行場にはフェンスがなく、住民が自由に出入りできるため、米軍が降下訓練を実施する場合は、前日までに那覇防衛施設局を通じて県や読谷村に通知があり、実施当日は、県警が同飛

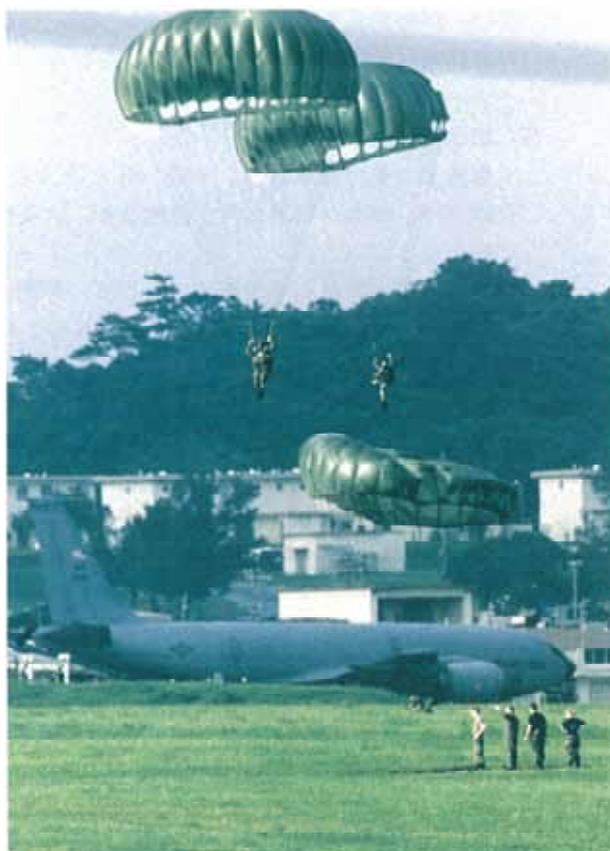
行場の周辺を警備して立ち入りを制限していた。

これまでに、読谷補助飛行場では33件の事故が発生したが、特に昭和25年の燃料タンク落下による少女圧死、昭和40年のトレーラー落下による少女圧死等悲惨な事故が発生した。その後も、提供施設外の農耕地や民家等に降下する事故が起きるなど、地域の住民生活に不安を与えていたことから、県及び地元の読谷村では、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止と同施設の返還を繰り返し要請してきた。

その結果、平成6年6月16日の日米合同委員会において、同施設の返還問題を検討するため、日米合同委員会の下に「読谷補助飛行場特別作業班」を設置することが合意され、技術的検討が行われた他、平成8年12月2日の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告で、パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場へ移転されることが合意された。

その後、平成10年5月及び平成11年4月に、米軍は嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施したため、県を始め地元自治体等が抗議決議を行う等、県民から強い反対の声があがった。

パラシュート降下訓練に伴う事故は、復帰後29件発生しており、うち2件は伊江島補助飛行場での物資投下訓練に伴うものであり、平成12年1月の重量物1個（270kg）の提供施設内黙認耕作地への落下、平成14年10月の段ボールで梱包した水入りプラスチック製容器3個（75.3kg）の提供施設区域外への落下となっている。県は、日本政府に対し、伊江島補助飛行場での物資投下訓練の廃止を要請したが、米軍は原因が究明され、安全対策が講じられたとして、平成15年3月7日から当該訓練を再開した。



▲1998年（平成10年）5月に嘉手納飛行場で実施されたパラシュート降下訓練（写真提供：沖縄タイムス社）

(11)被弾事故

米軍基地から派生する被弾事故は、復帰後26件発生しており、施設別にはキャンプ・ハンセンが10件と最も多く、次いでキャンプ・シュワブが8件、伊江島補助飛行場が4件と続いている。

キャンプ・シュワブに関連する被弾事故は、射程距離の長い重機関銃によるものが多く、昭和53年12月発生の名護市許田区の民家、畑、道路等への被弾事故を始め、昭和59年5月の名護市許田におけるトラックへの被弾事故、昭和62年10月の恩納村の国道58号を走行中のタクシーへの被弾事故、平成14年7月の名護市数久田区のパイン畑への被弾事故があり、射程距離より小さい演習場について、訓練の在り方も含め疑問が持たれている。県は、平成14年7月の被弾事故を受け、キャンプ・シュワブ内のレンジ10におけるM2重機関銃の実弾射撃演習の廃止を要請したが、米軍は、射角制御装置の設置により安全対策が施されたとして、原因究明がなされぬまま、平成15年2月21日に同訓練を再開した。

3 米軍人等の公務外の事件・事故

(1) 最近の主な事件・事故

平成7年9月4日、沖縄本島北部において、在沖米海兵隊員3人が女子小学生を暴行する事件が発生した。容疑者は9月29日に起訴され逮捕されたが、この事件を契機に米軍基地の整理縮小や日米地位協定の見直し等を求める復帰後最大規模の県民総決起大会が10月21日に開催され、8万5千人（県警調べ5万8千人）の県民が参加した。

また、この事件を契機に、平成7年10月25日の日米合同委員会において、「刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意」として、次のとおり承認された。

ア 合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。

イ 日本国は、同国がアにいう特定の場合に重大な関心を有するときは、拘禁の移転についての要請を合同委員会において提起する。

平成10年10月7日、北中城村において、女子高校生が酒気帯びの在沖米海兵隊員が運転する車にひき逃げされ、死亡する事故が発生した。

被疑者の米兵は、10月13日に起訴され日本側に身柄が引き渡されたが、起訴前の身柄の引き渡しを実現しなかったことから、県は、平成7年10月25日の「刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意」による日米地位協定の運用の改善では不十分であるとして、日本国が裁判権を行使すべき合衆国の構成員又は軍属たる被疑者については、どのような場合でも日本側が拘禁できるように、日米地位協定第17条の見直しを日米両政府に対し要請した。

平成13年6月29日、北谷町美浜において、在沖米空軍兵士による婦女暴行事件が発生した。沖縄県警察本部が7月2日に逮捕状の発付を受け、外務省を通して身柄の引き渡しを米国政府に要請したが、身柄の引き渡しに5日間も期間を要したため、県は、起訴前の被疑者の身柄の引き渡しについては、日米地位協定の運用の改善では限界があるとし、第17条を含めた日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に対し要請した。

なお、当該事件は、平成7年の「刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意」が本県において適用された唯一の事例である。

平成14年11月2日、沖縄本島内において、在沖米海兵隊少佐による強姦未遂事件が発生した。沖縄県警察本部が12月3日、逮捕状の発付を受け、外務省を通して身柄の引き渡しを米国政府に要請したが、12月5日に開催された日米合同委員会において、米国政府は身柄の引き渡しを拒否した。県は、今回の被疑者の起訴前の拘禁移転に関する日米合同委員会での話し合いの内容については、県民の前に明らかにすべきであると考え、12月5日の日米合同委員会の議事録の公表を日本政府に対し要請したが、公表できないとの回答がなされた。

(2) ワーキング・チームの発足

県は、これまで米軍人等による公務外での事件・事故が起きる度、隊員の綱紀粛正及び再発防止等について強く申し入れてきた。

しかしながら、事件・事故の防止を図るためには、そのような米軍独自の対応を求めるだけでなく、関係者が一体となって取り組む必要があることから、国、県、市町村及び関係団体で構成する「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」が外務省沖縄事務所を事務局として、平成12年10月10日に発足した。

ワーキング・チームの任務は、リパティープランや教育プログラム等、米軍の綱紀粛正策の効果的な実施の協力、支援、米軍施設、区域外における生活指導巡回の協力、支援、未成年者への酒類販売禁止及び未成年者の飲酒防止についての協力、支援、深夜零時以降の飲酒禁止に対する協力、支援等であり、事件・事故の防止に向け、これまで10回に亘り協議や調整を重ねている

(平成14年12月末現在)。

協議の結果、米軍は教育プログラムの中で、自主的な身分証明書(IDカード)の提示及び要請があった場合には身分証明書を提示するよう指導すること、ゲートでの泥酔者及び飲酒している未成年者のチェックや風俗営業所等における風営法等の法律の遵守、関係業者が身分証明書の提示を要請することなどが確認されている。

また、第3回会合において県警が提案し、第6回会合において米側から受け入れ表明があった、交通法規及び風営法に関する講義については、平成13年6月から実施されており、2回/月のペースで実施している。

4 米軍基地から派生したその他の諸問題

(1) パイプライン問題

沖縄の米軍基地で、那覇地区、中部地区にある主要基地への送油のために敷設されたものが、P、O、L (Petroleum , Oil , Lubricant) パイプラインである。

昭和50年頃、同パイプラインは、那覇軍港から奥武山陸上競技場の近くで地下にもぐり、漫湖を渡って市街地に入り、与儀大通り、ひめゆり通りを経てバイパスに沿って浦添市に入る。さらに宜野湾市を経て、国道58号に沿って北谷町、嘉手納町を通り読谷補助飛行場に至る約32kmの北上ラインと、天願棧橋から具志川市、沖縄市、北谷町を通って嘉手納飛行場までの約15kmの南下ラインがあった。

パイプラインは大部分が3本からなっているが、場所によっては2本のところもあり、タンクファームへの支線も含めると総延長約227kmにおよび、文字どおり米軍基地の動脈であった。

同パイプラインは、関連市町村の市街地を通過しており、その周辺には多くの住宅や学校及び公園等の公共施設等が所在することから、消防防災の面で問題が指摘され、また、同パイプラインから油流出事故が多発するなど、環境汚染により周辺住民に大きな不安を与えた。さらに、数多くのバルブボックス等の工作物が路面上に突き出ていることから生じる交通安全上の問題も指摘されていた。

なお、北上ラインは、昭和49年1月に開催された第15回日米安全保障協議委員会において、那覇港湾施設の全部返還が合意されたのに伴い、那覇港湾施設タンク地区(昭和61年返還)18基の代替タンクを金武第1、第2、第3タンクファーム及び桑江タンクファームに建設し、機能が移設された。さらに平成2年に浦添市伊祖から宜野湾市伊佐のバルブボックス28までが返還され、北上ラインは完全に撤去された。

南下ラインについてもほとんどが嘉手納飛行場や嘉手納弾薬庫地区等に移設された。現在は、普天間飛行場と嘉手納弾薬庫地区に送油するラインが残っている。

豆 知 識

基地への入構手続きについて

米軍施設(基地)内への一般の人の入構に際しては米軍の許可が必要であるが、施設によっては、年に1回程度、地域との交流を兼ねたイベントを開催しており、その際にはだれでも入構できる。

また、「合衆国の施設及び区域の案内を伴う視察、合衆国軍隊の構成員との協議、及び公務遂行を目的とする日本国の公的機関の構成員による立入」(公的な立入)については手続きが定められており、「合衆国の施設及び区域への公的な立入を希望する日本国の国民(団体の場合は、20名以下に限定する。)は、申請した立入日の遅くとも14日前に、この手続に附属する申請様式を用いて行う」ことになっている(平成8年12月2日の日米合同委員会合意)。

第2節 日米地位協定の見直し

県は、米軍基地から派生する事件・事故や環境問題などの米軍基地問題の解決を促進するためには、米軍基地の提供及び運用等を定めた日米地位協定の見直しが必要であると考え、平成12年8月、11項目の日米地位協定の見直しに関する要請を行ったほか、これまで機会あるごとに日米両政府に対し要請してきた。

本節では、平成12年8月の日米両政府に対する要請を中心に、最近の日米地位協定改定の動きについて紹介する。

1 日米地位協定

日米地位協定の正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」といい、日米安全保障条約に基づいて1960年（昭和35年）に日米間で結ばれたもので、日本の領域にある間の米軍や米軍人等の権利義務及び米軍の施設・区域の使用や権利関係について取り極めている。

地位協定は28ヶ条からなっており、その内容はおおむね以下のとおりとなっている。

提供施設について

日本が米側へ提供する施設について、日米合同委員会（日米地位協定に基づく両国の協議の場合）で決められた施設や訓練区域の使用を許可している。（第2条）

また、日本の公共の安全に十分注意を払う前提で、使用を許可された施設・区域（提供施設）の運営や管理などの権利は、全て米側が持っている。（第3条）

さらに、その施設の返還については、米側は原状回復（借りる前の状態に戻すこと）する必要はない。（第4条）

日本国の租税等の適用除外など

公的な目的で運航される米軍の船舶や航空機・自動車は、日本側に通報すれば無料で米軍基地以外の日本の港や飛行場、高速道路などを使用することができる。（第5条）

米軍人らの出入国については、日本の旅券・査証に関する法律は適用されない（身分証明書等を持つ必要はある）。（第9条）

基本的に、関税や税金は課されない（ただし、一定量を超える物品の輸入には関税がかかる）。（第11、12、13条）

日本の運転免許証は、必要ない（米側の免許証は必要）。（第10条）

国内法の尊重について

日本国の法令を「尊重」することとなっている。（第16条）

裁判権について

米軍人が基地の外で起こした事件や事故であっても、公務中であれば裁判権は米側にある。公務外の事件・事故であれば、裁判権は日本側にある。しかし、日本側の裁判権の対象になる被疑者が米側によって拘束された場合は、日本側が起訴するまでは身柄の移転は行わなくてもよいことになっている。（第17条）

ただし、平成7年の日米合同委員会合意によって、殺人又は強姦という凶悪な犯罪などについては、日本側の要求があれば、引渡は可能になった。

損害賠償請求権

米軍が、公務執行中に起こした事故などで損害を与えた場合は、損害賠償は日米両国で分担する。米軍人等が、公務外で起こした事故などで損害を与えた場合は、米側が慰謝料を申し出る場合もあるが、基本的には損害賠償は加害者が行う。（第18条）

経費の負担

在日米軍の維持費について、提供施設・区域の整備費用は日本側が負担し、その他（提供施設の維持費）は基本的に米側が負担する（第24条）。（しかし、現実的には日本政府も施設内の労務費、光熱費等の一部を「思いやり予算」として負担している。）

合同委員会

この協定の実施に関し、日米間の協議機関として、合同委員会を設置している。（第25条）

2 日米地位協定の見直しの要請

日米地位協定の見直しの要請については、県は日米両政府に対し、平成7年11月に10項目の日米地位協定の見直しに関する要請を行うなど、機会あるごとに日米地位協定の見直しを求めてきた。

これに対し、日米両政府は、平成8年12月のSACO最終報告などにおいて、日米地位協定の運用の改善などを示した。

しかし、SACO最終報告などによって日米地位協定の運用の改善が示された後も、米軍基地に起因する事件・事故や環境問題など諸課題が山積しており、県としては、これらの米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、もはや日米地位協定の運用を改善するだけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考え、平成12年8月に、改めて日米両政府に対し、日米地位協定の見直しに関する要請を行った。

日米地位協定の見直しに関する要請（平成12年8月）

我が国に所在する米軍基地は、日米安全保障体制を維持する上で重要な役割を果たし、我が国の安全及び極東における国際の平和と安全の維持に寄与しているものと理解しています。

しかし、本県においては、全国の米軍専用施設面積の約75%にのぼる米軍基地が集中し、県土総面積の約11%、特に沖縄本島ではその2割近くを米軍基地が占めています。しかも、基地の多くが県民の住宅地域に近接しており、これらの米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人、軍属等による犯罪等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しは、県政の重要な課題となっております。

県としては、これらの米軍基地に起因する様々な事件・事故等から県民の生活と人権を守り、県民の福祉の向上を図る立場から、現在の米軍基地の運用のあり方等について検討していただく必要があると考えており、これまで機会あるごとに日米地位協定の見直しを国に求めてまいりました。

また、昨年11月、普天間飛行場の移設候補地の選定を国に提示するに際しても、日米地位協定の見直しを要請いたしましたが、国におかれましては、昨年12月28日の閣議において「地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める」との方針を決定されました。

日米安全保障体制の下で米軍基地を維持し、円滑な運用を図るためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、基地から派生する諸課題について地元の懸案事項を早急に是正していただく必要があると考えます。

なお、県議会においても、去る7月14日に「日米地位協定の見直しに関する意見書」を全会一致で決議し、更に、7月27日には、県と県内の基地所在市町村等で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）においても、「地位協定の見直しに関する要請」を全会一致で議決しています。

つきましては、日米地位協定の見直しについて、次のとおり要請いたしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

要 請 事 項

1 第2条関係（施設・区域の提供等）

- (1) 日本国政府及び合衆国政府は、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合は、これを検討する旨を明記すること。
- (2) 日本国政府及び合衆国政府は、前記の検討に際しては、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。
また、施設及び区域の返還についての検討に際しても、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。
- (3) 日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定には、施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。

2 第3条関係（施設・区域に関する措置）

- (1) 合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を与えること。ただし、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- (2) 航空機事故、山火事等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故については、施設及び区域内で発生した場合においても、速やかに事件・事故に関する情報を関係地方公共団体に提供すること。また、災害の拡大防止のため、適切な措置を執る旨を明記すること。
- (3) 合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること。

3 第3条A（施設・区域の環境保全等） 新設

下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。

合衆国軍隊は、施設及び区域におけるすべての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、及び実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を、調査し、予測又は測定し、評価するとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。

合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

4 第4条関係（施設の返還）

合衆国軍隊が使用している施設及び区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊及び不発弾等の処理について、共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置を執ること。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。

5 第5条関係（入港料・着陸料の免除）

- (1) 民間航空機及び民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。
- (2) 第5条に規定する「出入」及び「移動」には、演習及び訓練の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。

6 第9条関係（合衆国軍隊構成員等の地位）

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

7 第13条関係（租税）

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

8 第15条関係（諸機関の管理等）

第15条第3項を改正し、施設及び区域内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

9 第17条関係（裁判権）

合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、これに応ずる旨を明記すること。

10 第18条関係（請求権の放棄）

- (1) 公務外の合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、若しくはそれらの家族の行為又は不作為によって損害が生じた場合において、被害者に支払われる損害賠償額等が裁判所の確定判決に満たないときは、日米両政府の責任で、その差額を補填するものとし、補填に要した費用負担については、両政府間で協議する旨を明記すること。
- (2) 合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

11 第25条関係（合同委員会）

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

要請事項の内容及び説明

1 第2条関係（施設・区域の提供等）

要請事項

- (1) 日本国政府及び合衆国政府は、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合は、これを検討する旨を明記すること。
- (2) 日本国政府及び合衆国政府は、前記の検討に際しては、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。

また、施設及び区域の返還についての検討に際しても、関係地方公共団体の意見を聴取し、その

意向を尊重する旨を明記すること。

- (3) 日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定には、施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。

内容及び説明

米軍基地が県土総面積の約11%、沖縄本島の約19%を占めている本県においては、基地の多くが県民の住宅地域に近接しているため、これらの基地の運用等の法的根拠となっている日米地位協定の内容及びその運用は、県民の生活に直接影響を及ぼす重大な問題であります。

しかしながら、現行の日米地位協定には、基地の提供、運用、返還等に関して最も大きな影響を受ける周辺地域の住民や地元地方公共団体の意向が反映できるような仕組みが設けられていません。

県としては、米軍基地から派生する諸問題の解決を図るためには、米軍基地と隣り合わせの生活を送っている周辺地域の住民や地元地方公共団体の理解と協力を得ることが不可欠であると考えます。

そのためには、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の締結や内容の変更について、地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合、地元の声を協定に反映できるような仕組みを日米地位協定の中に設けることが必要であると考えます。また、同様に、施設及び区域の返還についての検討に際しても、地元の声を反映できるような仕組みを日米地位協定の中に設けることが必要であると考えます。

さらに、周辺地域の住民や地元地方公共団体の意向を踏まえた上で、個々の施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等、運用の詳細に関して明記した協定の締結及び当該協定の内容の公表が必要であると考えます。

なお、ドイツにおいては、ボン補足協定第48条第3項(a)及び同協定署名議定書「第48条について」第4項に基づき、NATO軍に提供される施設について、施設の規模、種類、条件、提供期間等を記載した協定が締結されることになっています。

2 第3条関係（施設・区域に関する措置）

要請事項

- (1) 合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を与えること。ただし、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- (2) 航空機事故、山火事等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故については、施設及び区域内で発生した場合においても、速やかに事件・事故に関する情報を関係地方公共団体に提供すること。また、災害の拡大防止のため、適切な措置を執る旨を明記すること。
- (3) 合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること。

内容及び説明

県では、米軍基地に起因する事件・事故が発生する度に、県民の不安を払拭する等のため、必要に応じて、基地内への調査のための立入りや速やかな事件・事故に関する情報の提供を求めてまいりました。

日米両政府においては、平成8年12月のSACO最終報告や日米合同委員会合意によって、施設区域への立入許可手続きや事件・事故発生時における通報手続きを整備、実施されました。

しかし、その後も、地方公共団体による米軍基地内への立入りについては、地方公共団体が求めて

いる速やかな立入りが実現しているとは言い難い状況にあります。

また、事件・事故発生時の地方公共団体への通報についても、現行の手続きにおいては、米軍基地内で発生する事件・事故は通報の対象から除外されているため、適時、的確な情報公開によって県民の不安を払拭するという観点から、通報手続きの更なる検討が必要であると考えます。

さらに、我が国においては、いわゆる航空特例法によって、米軍に対しては、航空法第80条の飛行禁止区域や第81条の最低安全高度の遵守の規定等の適用が除外されていますが、ドイツにおいては、ボン補足協定第45条第2項及び第46条第2項に基づき、NATO軍の演習・訓練に対しても、関連するドイツ国内法が適用されることになっています。

県としては、このようなドイツの例に倣い、我が国においても、航空機騒音や事故の危険性を軽減するため、米軍航空機も民間航空機と同様に、関係する日本国内法に従って運航する必要があると考えます。

このほか、道路法第47条に基づく車両制限令、原子力災害対策特別措置法、文化財保護法についても、米軍の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対し、適用する必要があると考えます。

道路法第47条に基づき、車両の幅、重量、高さ、長さ等を規定している車両制限令については、同政令第14条に基づき、米軍に対する適用が免除されておりますが、道路交通の安全を確保する観点から、米軍に対しても当該政令を適用する必要があると考えます。

また、昨年成立した原子力災害対策特別措置法については、米国の原子力軍艦の放射能事故等を対象から除外しておりますが、原子力軍艦が寄港する港湾周辺に居住する住民の不安を解消するためにも、米軍に対して同法を適用し、万が一放射能事故等が発生した場合の災害対策を講じる必要があると考えます。

さらに、文化財保護法第57条の5や第57条の6によると、土地の占有者が住居跡、古墳等遺跡と認められるものを発見したときは、関係機関に届出や通知を行うことになっていますが、米軍が実施する施設整備工事等に対してはこれらの文化財保護法の規定が適用されないため、埋蔵文化財が発見された際の適切な保護措置が執れない状況にあります。したがって、文化財の保存を図るためには、米軍に対しても、これらの文化財保護法の規定を適用する必要があると考えます。

3 第3条A（施設・区域の環境保全等） 新設

要請事項

下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。

合衆国軍隊は、施設及び区域におけるすべての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、及び実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を、調査し、予測又は測定し、評価するとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。

合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

内容及び説明

米軍の活動に起因して生じる米軍航空機の騒音、実弾演習や廃弾処理に伴う騒音や振動、山火事や

赤土流出による自然環境の破壊、油や汚水の流出、P C B等有害廃棄物の処理等米軍基地から派生する環境問題については、基地に隣接して生活している県民にとって、生命、財産の安全に直結する重大な関心事であります。

ドイツにおいては、ボン補足協定第53条第1項に基づき、N A T O軍の施設の使用に対しても、原則としてドイツ国内法を適用しています。また、第54条A第2項に基づき、N A T O軍が環境影響評価手続きを実施し、「不可避の環境被害に対して適切な回復措置又は清算措置」を行うことになっています。

県としては、このようなドイツの例に倣い、我が国においても、深刻な環境被害が発生する前の未然防止の観点から、合衆国軍隊に対して、環境保全に関する日本国内法を適用する必要があると考えます。特に、我が国の環境影響評価に関する国内法が対象としている事業に相当する米軍の事業について環境影響評価手続き及び日常的な環境監視を実施すること、日米両政府間で当該調査結果を踏まえ環境保全上の措置について協議すること、環境汚染が発生した際の調査及び浄化対策等を実施すること等の制度を確立する必要があると考えます。

また、万一、環境汚染が生じた場合においても、適時、的確な回復措置が執れるように、汚染原因者としての米国の責任を明記する必要があると考えます。

なお、合衆国軍隊に対する国内法の適用に向けて、土壌の汚染防止等に関する国内法の整備も必要だと考えます。

環境原則に関する共同発表

2000年（平成12年）9月11日、河野外務大臣、虎島防衛庁長官、オルブライト国務庁長官、コーエン国防長官は、日米安全保障協議委員会（いわゆる「2 + 2」会合）において、「環境原則に関する共同発表」を行った。

具体的には、J E G S（在日米軍が活動するに当たっての環境保護及び安全のための基準。日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択するとの考えの基で作成されている。）を定期的に見直し、情報交換、環境汚染への対応に係る協議に取り組むこととなった。

4 第4条関係（施設の返還）

要請事項

合衆国軍隊が使用している施設及び区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊及び不発弾等の処理について、共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置を執ること。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。

内容及び説明

現行の日米地位協定では、米国は施設及び区域の返還に伴う原状回復義務を免除されているほか、施設及び区域の返還に伴う環境調査及び環境浄化の実施手続きについて明確な規定がありません。

しかし、施設及び区域の返還に伴う環境調査や環境浄化については、円滑な跡地利用を図る観点から、施設及び区域の返還前に取り組む必要があります。

そのためには、当該施設及び区域を使用していた米国の協力が必要不可欠であり、汚染原因者としての責任の観点からも、米国政府は、施設及び区域の提供者である日本国政府と共同で対処する必要があると考えます。

特に、本県の場合、米軍提供施設面積の約66%は民公有地であるため、米軍基地が返還された後に、

土地所有者が安心して土地を使用できるように、また、跡地利用が円滑に実施できるように、返還に伴う環境調査及び環境浄化手続きを明確に規定し、早急かつ十分な原状回復措置を実施する必要があると考えます。

返還跡地の汚染物質

平成14年1月30日、北谷町美浜の米軍施設返還跡地の地中から、ドラム缶に入ったタール状物質が多数発見された。返還跡地から汚染物質等が発見された場合の処理の方法について規定がないことから、今後、同様な問題が起こった場合の対応について、ルール化しておく必要がある旨国に対して要望している。

5 第5条関係（入港料・着陸料の免除）

要請事項

- (1) 民間航空機及び民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。
- (2) 第5条に規定する「出入」及び「移動」には、演習及び訓練の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。

内容及び説明

県はこれまで一貫して、日米地位協定第5条に基づく米軍機の民間空港使用については、米軍に対し自粛を要請してきたところですが、去る2月15日にも、民間航空機の離発着及びエプロンの使用が過密な状況にある石垣空港に、米海兵隊の航空機が給油の目的で着陸したため、地元住民や県民から強い反対の声があがりました。

多くの離島からなる本県にとって、航空機や船舶は県民の日常生活はもとより、観光立県を目指す本県の産業振興を図る上からも重要な輸送手段であることから、航空機及び船舶の円滑かつ安全な運行を確保するためには、米軍による民間空港及び港湾の使用については、天候不良、機体の異常、乗務員の発病等緊急時以外は禁止する必要があると考えます。

また、日米地位協定第5条を根拠に、実質的には演習又は訓練であると見なさざるを得ない合衆国軍隊の施設及び区域からの「出入」又は「移動」が行われているとの指摘があります。

県としては、演習又は訓練については、提供されている施設及び区域内において行われるべきであると考えており、施設及び区域からの「出入」又は「移動」の定義を明確にし、演習又は訓練の実体を伴う「出入」や「移動」については、明確に禁止する必要があると考えます。

米軍機の民間空港使用

米軍機による民間空港使用の最近の動向として、平成12年に石垣空港、平成13年に下地島空港と波照間空港、平成14年には下地島空港が使用されている。使用目的として、フィリピンでのバリカタン演習への参加が主な要因となっている。

県は米軍に対し、民間空港については、民間航空機の運航を目的として設置された空港であり、民間航空機の円滑かつ安全な運行を確保する観点から、緊急やむを得ない場合を除いては、米軍機の使用は自粛してもらいたいというのが県の一貫した考えであり、米軍機の民間空港使用は県民に大きな不安を生じさせていることを説明し、演習等に参加する場合は、船舶等による移送を前提として計画を立て、民間空港を使用しないよう強く要請している。

空港別米軍機着陸回数（機数）、使用日数

	11年		12年		13年		14年	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
下地島空港	0	0	0	0	25	2	5	1
石垣空港	0	0	5	1	0	0	2	1
波照間空港	0	0	0	0	13	2	0	0

資料：着陸回数は13年まで国土交通省資料、14年は県調査
使用日数は県調査（平成14年12月末現在）

6 第9条関係（合衆国軍隊構成員等の地位）

要請事項

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

内容及び説明

米軍人等が我が国に入国する場合、あるいは、動物及び植物を入国させる場合の手続きについては、SACO最終報告において、新たに合意された手続きを実施することが示されました。特に、従来の日米合同委員会の合意内容には明記されていなかった植物の検疫手続きが新たに設けられたことは、一定の前進であると考えています。

しかし、ドイツにおいては、ボン補足協定第54条第1項に基づき、NATO軍に対しても、人間、動物及び植物の伝染病の予防及び駆除並びに植物の害虫の繁殖の予防及び駆除に関するドイツ国内法が適用されることになっています。

県としては、我が国においても、海外からの伝染病の侵入に対する基地周辺地域の住民の不安を払拭するためには、人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関する日本国内法を適用し、米軍に対しても日本国当局による検疫を実施する必要があると考えます。

7 第13条関係（租税）

要請事項

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

内容及び説明

米軍人等の私有車両に対する自動車税については、平成11年2月の日米合同委員会合意に基づく自治事務次官通知を踏まえ、「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例」が改正され、平成11年4月から税率が一定程度引き上げられました。

しかし、この改正後においても、米軍人等の私有車両に対する自動車税は、民間車両に課税されている税率に比べると、依然として、著しく低い税率になっています。

また、この税率の格差については、軽自動車税の場合においても同様であり、米軍人等の私有車両に対する軽自動車税は、民間車両よりも著しく低い税率になっています。

本県の場合、米軍人等の私有車両は約25,000台にのぼっており、これらの車両の通行に伴う行政需要の増加及びそのために要する県の財政上の負担は、決して小さいものではありません。

これらの米軍人等の私有車両に対して民間車両と同じ税率の自動車税を課した場合、年間で約7億8千万円の税収の増加が見込まれており、財政基盤の脆弱な本県にとって、米軍人等の私有車両に対

する民間車両並みの税率の引き上げは、自主財源の充実を図る上で、重要かつ緊急な課題であると考えます。

自動車税の格差

沖縄県総務部税務課の調べでは、平成14年度の自動車税を総排気量1.5～2.0リットルの乗用車で比較すると、県民が39,500円であるのに対し、米軍人等は7,500円と5分の1以下となっている。

平成14年度の軍人・軍属等に係る自動車税の定期賦課台数は25,525台で、調定額は約2億3千万円となっており、これを一般県民並みの税率で課税した場合の課税額は約10億1千万円となり、増収額は約7億8千万円となる。

8 第15条関係（諸機関の管理等）

要請事項

第15条第3項を改正し、施設及び区域内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

内容及び説明

日米地位協定第15条に規定する諸機関による物品の販売、処分については、同条第3項に基づく日米合同委員会合意によって、具体的な制限の内容及び処分手続き等が定められています。

しかし、施設及び区域内におけるゴルフ場でのプレーやセスナ機への搭乗等、諸機関が提供する役務や施設の利用については、日本人が利用する際の制限の内容及び利用手続き等に関して、明確な規定がありません。

これらの諸機関は、第15条第1項(a)に基づき、日本国の租税が免除されており、日本人が諸機関の役務や施設を利用する際の具体的な制限の内容及び利用手続き等についても、課税の公平性の観点から、物品の販売、処分に準じた明確な規定を設ける必要があると考えます。

9 第17条関係（裁判権）

要請事項

合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、これに応ずる旨を明記すること。

内容及び説明

日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁については、平成7年10月25日の「刑事裁判手続きに関する日米合同委員会合意」によって、凶悪な犯罪の場合、合衆国は、日本国の「被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う」とこととされ、一定の前進が図られたものと考えています。

しかし、この合意に基づく手続きを実施するためには、日米合同委員会において日本国が提起し、協議しなければならないため、相当の時間を要することが予想されます。

また、凶悪な犯罪ではない場合については、日本国の起訴前の拘禁の移転要請に対して、米国は日本国の「見解を十分に考慮する」としているのみで、米国が起訴前の拘禁の移転を承認するのかについては必ずしも明確ではありません。

平成10年10月7日に北中城村で発生した女子高校生ひき逃げ事件の際は、我が国の警察当局が被疑者たる米軍人の起訴前の逮捕、拘禁ができなかったため、県民の間から、強い憤りの声が上がりました。

その後、当該被疑者は程なく起訴され、我が国の警察当局に身柄が引き渡されましたが、本県では、過去に、米軍が身柄を拘束していた被疑者が米軍基地から米国内に逃亡した事例もあるため、平成7年10月の日米合同委員会における合意内容では不十分であり、日米地位協定を見直して、全ての事案について、被疑者の起訴前の拘禁を日本国が速やかに行えるようにすることを求める県民の声には根強いものがあります。

ドイツでは、ボン補足協定第22条第2項(b)()において、NATO軍は「特定の事件においてドイツ当局が提出する抑留の移転の要請に対しては好意的考慮を払うものとする」と規定していますが、国民の生命、財産等の基本的人権を保障する観点から、標記の事項について、日米地位協定の見直しを行っていただく必要があると考えます。

被疑者の拘禁の移転

平成13年6月に北谷町で発生した在沖米空軍兵士による婦女暴行事件においては、県警が逮捕状の発布を受け外務省を通して身柄の引き渡しを米国政府に要請したが、実際に引き渡しが行われるまでに5日間も要した。

また、平成14年11月に沖縄本島内で発生した在沖米海兵隊少佐による強姦未遂事件においては、日米合同委員会において米側へ被疑者の起訴前の拘禁の移転を要請したが、明確な理由が示されないまま、米側は被疑者の身柄引き渡しを拒否した。

県としては、両事件で起訴前の被疑者の身柄の引渡しについては、地位協定の運用の改善での限界が明らかになったと考えており、地位協定の抜本的な見直し以外に解決策はないと考えている。

10 第18条関係（請求権の放棄）

要請事項

- (1) 公務外の合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、若しくはそれらの家族の行為又は不作為によって損害が生じた場合において、被害者に支払われる損害賠償額等が裁判所の確定判決に満たないときは、日米両政府の責任で、その差額を補填するものとし、補填に要した費用負担については、両政府間で協議する旨を明記すること。
- (2) 合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

内容及び説明

合衆国軍隊の構成員又は軍属が公務外で起こした事件・事故等の際の被害者に対する補償については、平成8年12月のSACO最終報告によって、「慰謝料」や「見舞金」の支払手続き、前払いの請求、無利子融資制度等に関する日米地位協定の運用の見直しが示され、一定の前進が図られたものと考えています。

しかし、この日米地位協定の運用の見直しにおいても、被害者に対する日米両政府による支払いについて法的義務として認めたものではなく、「支払いを行うよう努力する」ことにとどまっております。

また、同様に、前払いの請求手続きや被害者に対する無利子融資制度についても、法的制度として確立したものではありません。

したがって、県としては、合衆国軍隊の構成員又は軍属、あるいはそれらの家族により被害を受け

た者の迅速かつ十分な補償を図るためには、国内法の整備を含め、日米両政府の法的責任で被害者の損害を迅速に補填する制度を設け、被害者の補償を受ける権利を法律上明確に規定する必要があると考えます。

また、本県では、米軍人等の子供を出産した女性が、その子供の養育費を米軍人等に支払ってもらえないため、生活に困窮している事例がしばしば見受けられます。

日米地位協定第18条第9項(b)には「合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行うべき私有の動産があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押さえて日本国の当局に引き渡さなければならない。」と規定していますが、合衆国政府が米軍人等に支払う給料等の債権に対する差押え等に関する規定はありません。

ドイツでは、ボン補足協定第34条第3項において「軍隊の構成員又は軍属に対して、その政府が支払う給与に対するドイツ裁判所又は当局の命令に基づく差押え、支払禁止、その他の強制執行は、当該派遣国の領域において適用される法律が許す範囲においてのみ行われる。」と規定されており、我が国においても、米軍人等に支払われる給料等に対して、我が国の裁判所の差押え、支払禁止等の強制執行を可能にする旨を明記する必要があると考えます。

この他、本県に駐留していた米軍人等が退役し、又は日本国外へ居所を移転したため、残された女性との連絡が途絶えた場合、離婚や認知等の身分問題あるいは養育費の請求等の財産問題に係る民事訴訟の提起や強制執行手続き等が著しく困難になる事例が数多く見受けられます。

県としては、米軍人等が退役し、又は日本国外へ居所を移転し、日米地位協定の対象から離脱した後の母子の生活権を保障するためには、公的機関が母子に代わって養育費を請求、徴収するためのいわゆる「チャイルドサポート」制度等に係る新たな二国間協定を設けるとともに、これらの協定を実施するための国内法の整備が必要であると考えております。

賠償金等支払い実績

米軍人・軍属等による事件・事故件数及び賠償金等支払い実績 (H14. 3. 31)
(単位：件、百万円)

		那覇防衛施設局			全国計		
		公務上	公務外	計	公務上	公務外	計
10年度	発生件数	120	690	810	274	1,216	1,490
	支払件数	145	31	176	305	62	367
	(支払額)				(140)	(343)	(483)
11年度	発生件数	152	786	938	255	1,345	1,600
	支払件数	193	27	220	342	32	374
	(支払額)				(157)	(97)	(254)
12年度	発生件数	141	816	957	260	1,474	1,734
	支払件数	150	18	168	299	26	325
	(支払額)				(229)	(58)	(287)
13年度	発生件数	161	790	951	345	1,388	1,733
	支払件数	147	28	175	343	40	383
	(支払額)				(141)	(199)	(340)

注1：「発生件数」は、防衛施設庁が米軍の事件・事故として、日米地位協定第18条業務の関係において知り得たものを集計したものである。

注2：「支払件数」及び「支払額」は、日米地位協定第18条に基づき措置し、賠償等を行った件数及び金額である。
(公務外の「件数」と「支払件数」が大きく相違しているのは、公務外の事件・事故は原則として当事者間(加害者と被害者)の示談により解決するものであり、これが含まれていないことによる。)

米軍人と日本人女性との間に生まれた子ども達への支援

沖縄におけるいわゆるアメラジアン問題の改善を図るため、平成14年3月に川口外務大臣と知事との間で相談窓口の体制整備について合意があった。

県では、米軍人と日本人女性との間に生まれた子ども達への支援の一環として、外務省及び在沖米各軍と連携し支援にあたっています。

相談内容は、父親の居所確認、父子関係の確認、養育費支払請求に関する相談などです。

11 第25条関係（合同委員会）

要請事項

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

内容及び説明

米軍基地の多くが県民の住宅地域に近接している本県においては、日米地位協定や日米合同委員会合意に基づく米軍基地の運用は、周辺地域に居住する住民及び地元地方公共団体にとって、重大な関心事であります。

日米両政府においては、平成8年12月のSACO最終報告において、「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する」との日米地位協定の運用の改善を行い、日米合同委員会合意の公表について理解を示されました。

しかし、その後の日米合同委員会合意に関する公表の実施状況については、必ずしも十分とは言えない状況にあります。

県としては、日米合同委員会の合意事項を迅速に公表することが、駐留する合衆国軍隊と地域住民及び地方公共団体との信頼関係を構築する礎になるものと考えており、合意事項の速やかな公表を明確に規定する必要があると考えます。

3 日米地位協定の見直しに関する主な経緯

平成7年 10月21日 11月4日	県民総決起大会で「日米地位協定の早急な見直し」等を決議 県が日米両政府に対し10項目の日米地位協定の見直しについて要請
平成8年 9月8日 12月2日	「日米地位協定の見直し」等に係る県民投票 SACO最終報告「地位協定の運用の改善」
平成10年 6月22日	「基地の環境調査及び環境浄化に関する庁内研究会」の設置

<p>平成11年 5月6日 10月20日～ 12月28日</p>	<p>「基地の環境調査及び環境浄化に関する庁内研究会」報告 ドイツにおける基地の環境調査を実施 閣議決定「日米地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める」</p>
<p>平成12年 7月14日 8月29、30日 8月31日～ 9月11日</p>	<p>県議会における日米地位協定の見直しに関する意見書の決議 県と軍転協の合同要請（総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官あて） 県議会による日米地位協定の見直しに関する要請（9月1日まで） 日米安全保障協議委員会（2プラス2）の開催（環境原則に関する共同発表）</p>
<p>平成13年 2月12日 5月13日～ 7月10日 7月11日 7月18日 7月19日 7月23日</p>	<p>「基地と環境を考えるシンポジウム」を開催 知事訪米（パウエル国務長官、アーミテージ国務副長官、ウォルフオビッツ国防副長官らに日米地位協定の見直しなどについて説明） 衆議院外務委員会「日米地位協定の見直しに関する決議」 福田内閣官房長官、田中外務大臣、尾身沖縄・北方対策担当大臣、中谷防衛庁長官、ベーカー駐日米国大使らに「日米地位協定の抜本的な見直し」要請 全国知事会の「平成14年度国の施策並びに予算に関する要望について」、日米地位協定の見直しについて盛り込む 田中外相、パウエル米国務長官会談「犯罪を起こした米兵の身柄引渡が迅速に行われるよう日米地位協定の運用改善の協議を推進する」ことで合意 閣議決定「地位協定の改定について運用の改善で機敏に対応し、これが十分効果的でない場合は、改正を視野に入れていく」</p>
<p>平成14年 2月11日 3月20、29日 7月18日 7月23日 8月23日 8月26日 12月6日</p>	<p>下地、東門両衆議院議員らの自民、社民両党のグループが新日米地位協定案を作成 衆参両院沖特委で沖縄振興特別措置法案を可決した際、付帯決議として、「日米地位協定の見直しの検討」を可決 沖縄で開催された全国知事会議において、「日米地位協定の抜本的な見直し」を国への要望として決議 「日米地位協定の改定を実現し日米の真のパートナーシップを確立する会」（自民党）設立 日本弁護士連合会定例理事会で日米地位協定の改定を求める決議 小泉総理大臣、福田内閣官房長官、川口外務大臣、尾身沖縄・北方対策担当大臣、中谷防衛庁長官らに「日米地位協定の抜本的な見直し」要請 沖縄政策協議会の終了後、出席した全閣僚に対し、「日米地位協定の抜本的な見直し」要請</p>

4 平成7年の日米地位協定見直し要請の結果

平成7年11月4日付けの要請については、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」や日米合同委員会で見直しが検討され、次のとおり日米間で合意された。

しかし、運用改善だけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考え、県は平成12年8月に、改めて日米両政府に対し、見直しの要請を行ったところである。

日米地位協定の見直しの要請に対する日米両国政府の発表

項 目		合同委員会合意及びSACO最終報告の内容
関連条項	要 請 内 容	
第2条	施設・区域の返還	* 11施設・5,002ヘクタールの返還 （内訳） 普天間飛行場等6施設の全部返還 北部訓練場等4施設の一部返還 住宅の統合1件 (SACO報告)
第3条	航空機騒音	* 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置 (平8.3.28合同委員会合意) * 騒音軽減「シティアップ」の実施 普天間飛行場 KC-130機(12機)の移駐 夜間飛行訓練の運用の制限 嘉手納飛行場 海軍駐機場の移転 遮音壁の設置 (SACO報告)
	環境保護	* 県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止 * キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去手続きの継続実施 * 砂防ダムの建設促進 (SACO報告)
	施設・区域への立入	* 施設・区域への立入許可手続の承認 (平8.12.2合同委員会合意)
	事故原因の究明・報告	* 米軍航空機の事故調査書の提供・公表に関する手続きの承認 (平8.12.2合同委員会合意)
	演習の規制・ペナルティー	
	施設内ゴルフ場	* 米側ガイドラインの作成
第5条	民間空港の使用禁止	
	行軍の禁止	* 公道における行軍の取りやめ (SACO報告)
第6条	那覇空港の進入管制業務の日本移管	

第9条	人・動植物の検疫	* 人、動物及び植物の検疫 (平8.12.2合同委員会合意)
	人の保健衛生	
第10条	軍用車両の番号標	* 米軍公用車両番号標の掲示 (平8.3.28合同委員会合意)
第13条	民有車両の税率	
第17条	被疑者の拘束	* 刑事裁判手続に関する合意 (平7.12.25合同委員会合意)
第18条	被害者補償	* 任意自動車保険への加入義務付け * 支払い手続の改善 前払い制度の活用 無利子融資制度の創設 差額支払い (SACO報告)
第25条	関係自治体の意見聴取	
	合同委員会の合意事項の公表	* 合同委員会合意の公表の追求 (SACO報告)

豆 知 識

気軽に基地内の飛行場を見るには？

県内にある米軍専用の飛行場は、嘉手納飛行場と普天間飛行場です。

嘉手納飛行場は、嘉手納ロータリーと知花十字路を結ぶ県道74号線沿いにある、通称「安保の丘」と呼ばれる小高い丘から、その様子を見ることができます。「安保の丘」は、日本政府から米軍へ提供された施設ですが、一般の人の立入は可能となっています。

なお、嘉手納町は、3階に「学習展示室」、屋上に展望フロアのある「道の駅(かでな)」(地上4階建て)を安保の丘の向かいに建設中であり、平成15年度中にオープン予定となっています。

普天間飛行場は、宜野湾市嘉数にある「嘉数高台公園」、宜野湾市真栄原にある「佐真下公園」からその様子を見ることができます。

第3節 協議会の活動状況

1 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（通称「軍転協」）

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）は、米軍基地及び自衛隊基地から派生する諸問題の解決や跡地利用について、県と市町村が相互に協力することを目的に、昭和52年4月8日に設立された。

軍転協の主な活動状況は、米軍基地、自衛隊基地に起因する諸問題を解決するため、日米両政府、米軍に対する要請活動や軍転協会員の研修などを行っている。

平成14年度の活動状況は次のとおり。

(1) 要請活動

(ア) 県内要請

要 請 日：平成14年9月3日（火）

要 請 団：10名（市町村6名、県4名）

要請内容：

- ・基地から派生する諸問題の解決促進について
 - ・海兵隊の演習・訓練の移転及び在沖米軍兵力の削減について
 - ・日米地位協定の見直しについて
 - ・米軍人・軍属等の綱紀肅正並びに生活環境及び自然環境の保全について
 - ・「在日米軍に関わる事件・事故通報体制」の円滑な運用及び事件・事故に係る調査結果の速やかな公表
 - ・基地返還に伴う利用・転用促進のための措置
 - ・基地内道路の共同使用の実現
 - ・基地内業務の県内企業への優先発注及び基地内における県産品の販売
 - ・周辺事態安全確保法等の実施に関する地方公共団体への適時・的確な情報提供と地方公共団体の意向を尊重した法律の適切な運用
 - ・武力攻撃事態対処法等の整備について
 - ・米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止に関する要請（別途要請）

要 請 先：那覇防衛施設局長、特命全権大使（沖縄担当）、沖縄総合事務局長、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事

(イ) 県外要請

要 請 日：平成14年9月4日（水）～5日（木）

要 請 団：11名（市町村7名、県4名）

要請内容：県内要請と同内容

要 請 先：内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛施設庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官

(2) 視察の実施

(ア) 県内視察

日 時：平成14年11月8日（金）

目 的：基地から派生する諸問題の解決を促進する観点から、県内の米軍基地内の施設を視察した。

視察先：ホワイトビーチ（軍棧橋及びし尿処理施設の改修工事及び環境アセスに関する説明）、キャンプ・ハンセン（楚辺通信所の全部返還に伴う通信施設（通称「象のオリ」と呼ばれている。）の移設場所の工事概要及び赤土対策に関する説明）

視察団：40名（市町村28名、県12名）

(1) 県外視察

日 時：平成15年2月4日（火）～6日（木）

目 的：基地から派生する騒音問題の解決を促進する観点から、騒音問題に関して、県外視察を実施した。

訪問先：神奈川県、横須賀防衛施設事務所、横須賀市

視察先：横須賀海軍施設

視察団：16名（市町村12名、県4名）

(3) 研修会の実施

日 時：平成14年12月3日（火）

場 所：沖縄ハイツ 多目的ホール

内 容：米軍基地返還後の跡地利用について

講 師：日本都市総合研究所 荒田 厚

参加者：34名（市町村25名、県9名）

2 三者連絡協議会（通称「三者協」）

(1) 三者連絡協議会設置の経緯

三者連絡協議会（三者協）は、沖縄県に所在する米軍施設及び区域を管理・運用することから生ずる問題であって、各構成員（国、米側、沖縄県）の共通の関心を有するものについて、それぞれ拘束されない自由な立場から協議するため、昭和54年7月に設置された。

会議は、昭和54年7月に開催された第1回三者協から平成7年3月の第16回三者協まで継続して開催されたが、その後、三者協の性格や議題の範囲等について各構成員間の認識に齟齬が生じ、約4年間開催されずにいた。

平成11年2月、再発足会合において三者協の活動を再開することが確認され、平成11年7月に第17回三者協が開催された。それ以降、平成14年7月31日の第23回三者協まで継続して開催されている。

協議会の開催については、構成メンバーが輪番で主催することになっている。

(2) 三者協において話し合われた議題は多岐にわたっているが、合意をみた主な成果は次の通りである。

(ア) 英語教育ボランティア事業

平成11年7月12日開催の第17回三者協において、米側から、中学、高校等でネイティブ・スピーカー補助員としてボランティアを提供する旨の提案があり、平成12年5月から沖縄本島中部地区の小学校10校において、約100人の米側ボランティアの協力の下、米側ボランティア英語教育助手プログラムが開始され、平成13年度からは国頭地区まで拡大し、小学校19校で実施した。平成14年度は、中北部地区の小学校20校で実施している。

また、平成13年度からこの事業を拡大し、小学校英会話指導担当教員を対象とした「小学校英語活動研修講座」に、約10名の海兵隊の紹介による米軍人・軍属等のネイティブ・アシスタントが派遣されており、平成14年度も同様に派遣が行われている。

(イ) 緊急車両の基地内通行

平成11年9月9日開催の第18回三者協において、沖縄県から、緊急時における救急車及び消防車の基地内道路の使用について提案し、その後、平成13年1月11日開催の日米合同委員会において、我が国の緊急車両による在日米軍施設・区域への限定的且つ人道的立入りが合意されたことから、同年4月17日に浦添市長と在沖海兵隊基地司令官との間で、牧港補給地区内の通行に関する現地実施協定が初めて締結された。7月13日にはトリイ通信施設に関し読谷村長と第10地域支援群司令官との間で、7月26日にはホワイト・ビーチ地区に関し与勝事務組合消防本部長（勝連

町長)と在沖米艦隊活動司令部司令官との間で、それぞれ現地実施協定が締結された。

それ以外の市町村等では、那覇市、宜野湾市、沖縄市、具志川市、名護市、嘉手納町、北谷町、中城北中城消防組合、国頭地区消防組合の9市町村等が、現地実施協定の締結に向け手続きを行っている。

(ウ) 嘉手納スペシャルオリンピックスの開催

平成11年9月9日開催の第18回三者協において、米側(嘉手納基地)から、嘉手納町、沖縄市、北谷町の障害者と障害を持つ米軍人家族らが、スポーツを通じた交流を行うスペシャルオリンピックス開催について提案があり、平成12年4月22日、嘉手納基地内において、総計約1,500名(選手約330名、ボランティア約500名、その他関係者約670名)が参加して、第1回大会が開催された。第2回大会は、平成13年6月16日、2,000名のボランティアを含め、約5,000名が参加して開催された。第3回大会は、平成14年6月1日、地元沖縄側から800名以上、米軍関係者からは14名がスポーツ競技又は美術作品展示会に参加するとともに、2,200名以上のボランティアが参加して開催された。

(I) 環境セミナーの開催

平成12年2月14日開催の第19回三者協において、日本環境管理基準に関するセミナーの開催について米側から提案があり、同年6月15日にキャンプ瑞慶覧において、米側主催により、那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所、沖縄県及び県内各機関の専門家の参加の下、「日本環境管理基準に関するセミナー」が開催された。

また、平成14年5月29日にはキャンプ瑞慶覧において、沖縄県から34名、米軍から35名の他、日本政府関係者の参加の下、「沖縄県・米軍環境担当者意見交換会」が開催され、環境関連の12の項目について意見交換が行われた。沖縄県と米軍は、このような意見交換を毎年行っていくことを確認した。

(オ) 災害時における相互連携体制の確立

平成12年2月14日開催の第19回三者協において、県民の生命、財産を災害から保護する立場から、また、在沖米軍の家族については、県民と同様に地域を構成する一員として人道的な見地から、県内において大規模な災害が発生した場合における応急の対策や復旧を円滑に実施するための相互連携体制を確立することが確認された。

その後、県側(消防防災課、基地対策室)と米側(海兵隊)との間で協議を続けた結果、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を制定することになり、平成13年11月に、知事から在日米軍沖縄地域調整官に対し、災害時における相互連携体制を実施したい旨の書簡を送付したところ、平成14年1月に在日米軍沖縄地域調整官から同意する旨の書簡が届いたことから、同年1月18日に同マニュアルの制定と記者発表を行った。

平成14年8月29日には、金武湾港(石川地区)施設用地で実施を予定していた沖縄県総合防災訓練において、当該マニュアルに基づく初めての訓練が行われることになっていたが、台風接近のため中止となった。

3 渉外関係主要都道県知事連絡協議会(通称「渉外知事会」)

渉外関係主要都道県知事連絡協議会(渉外知事会)は、米軍基地に起因する諸問題を抱える主要な14都道県が、協力して基地問題の解決にあたることを目的に、昭和37年1月に設立された。

渉外知事会の主な活動状況は、米軍基地に起因する諸問題を解決するため、国に対する要望活動などを行っている。

平成14年度の要望内容等は、以下の7つの大項目で構成する114項目となっている。また、114項目中25項目については、関係省庁に対し文書で回答をお願いした。

(1) 要請日:平成14年7月26日

(2) 要望内容:

米軍基地の整理、縮小と早期返還の促進及び基地跡地の地元優先の公共利用を図るとともに、それに係る予算を確保されたい(12項目)。

日米地位協定とその運用について、適切な見直しを行い、改善を図られたい(57項目)。

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の積極的な運用と関係予算の拡充を図られたい(29項目)。

基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)の増額等を図られたい(8項目)。

駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充、強化を図られたい(3項目)。

周辺事態安全確保法等の運用にあたっては、地方公共団体へ適時・的確な情報提供に努められるとともに、その意向を尊重されたい(4項目)。

自衛隊法に基づく警護出動の際の関係都道府県知事への意見聴取にあたっては、当該知事が責任ある意見を表明できるよう十分な情報を提供するとともに、その意見を尊重すること(1項目)。

(3) 要 請 先：内閣総理大臣、総務大臣、防災担当大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、内閣官房副長官補、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣

豆 知 識

米軍へ直接電話するには？

米軍の各部隊には、日本語を話せる渉外官と呼ばれる人がいる部署があり、そこを通して連絡することになります。話の内容によって担当する部署が決まりますが、各軍の代表的な部署を以下に紹介します。なお、電話交換手が英語で話しかけてきますが、基本的には日本語でも通じます。

空 軍：第18航空団広報局渉外部 TEL:938-1111(交) 634-1595(内) 又は 939-7812(直)

海 軍：在沖米艦隊活動司令部報道部 TEL:938-1111(交) 634-6748(内) 又は 937-7142(直)

陸 軍：第10地域支援群渉外室 TEL:892-5111(交) 644-5133(内) 又は 956-0142(直)

海兵隊：在沖米海兵隊外交政策部 TEL:892-5111(交) 645-4233(内)

その他：在日米軍沖縄調整事務所(四軍の取りまとめ機関) TEL:892-5111(交) 645-7224(内)

第4節 米軍による事件・事故等に対する補償制度

本県には、広大で過密な米軍基地が存在し、約49,000人の米軍人等が駐留している（平成14年9月末時点軍人25,515人、軍属1,397人、家族22,434人、合計49,346人）。

そのことに伴って、米軍人等と県民との間に様々なトラブルが生じ、ときには、損害が発生して民事上の責任の法的処理が問題となる。

那覇防衛施設局によると、平成13年度中に発生した基地関係事件・事故(日米地位協定第18条関係)は、公務上・公務外を合わせて951件に達し、その大半は公務外の交通事故となっている。

このような基地関係事件・事故の民事上の請求の処理方法については、日米地位協定及びその関連法令によって規定されている。

1 民事請求権について

日米地位協定第18条において、同協定の運用に関連して生ずる民事上の請求権の処理方法が規定（第1項～第13項）されており、その構成は次のとおりとなっている。

防衛隊の財産に対する損害	第1項関係
防衛隊以外の国有財産に対する損害	第2項関係
防衛隊員の公務中の死傷	第4項関係
米軍人の公務中の行為による損害	第5項関係
海事損害	第5項関係
米軍人の公務外の行為による損害	第6項関係

（注）防衛隊とは、日本国については自衛隊をいい、米国については軍隊をいう（第11項）。

なお、本条については、米軍の公務中及び公務外の行為による損害に関する規定（第5項及び第6項）が問題となることが多い。

(1) 米軍人の公務中の行為による私人の損害

公務執行中の米軍人・米軍の被用者の作為・不作為又は米軍が法律上責任を有するその他の作為・不作為又は事故で、日本において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6項又は7項の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本が5項(a)から(g)までの規定に従って処理する。（第5項頭書）

米軍の被用者には、軍属、直接雇用の日本人労務者のもとより、間接雇用者が含まれる。日本国政府以外の第三者については、米軍人・軍属及びその家族は、第三者に含まれないことが了解されている（合同委員会合意「民事裁判管轄権に関する合意」）。

請求権は、日本が以下の方法で処理する。

5項(a)：請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、日本国が提起し、審査し、かつ解決し、又は裁判する。

日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令については、自衛隊の行動から生ずる請求権の処理に関する特別法はないので、国家賠償法によることとなる。また、同法第4条では、一定の場合は民法によることも定めており、民法の相当条文（第715条、第717条、第718条等）もこれに該当する。

なお、被害者個人の米軍側に対する請求権を国内的に実施するための法律として、民事特別法（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法）が制定されている。

- 5 項(b) : 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払いを日本円で支払う。
- 5 項(c) : 前記の支払い又は支払いを認めない旨の確定裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的なものとする。
- 5 項(d) : 日本国が支払いをした各請求は、その明細及び5 項(e)の分担案とともに米側の当局に通知する。2 カ月以内に回答がなかったときは、その分担案は受諾されたものとみなす。
- 5 項(e) : 5 項(a)から(d)までの規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
- * 米国のみが責任を有する場合
裁定され、合意され、又は裁判により確定された額の25%を日本が、75%を米国が分担する。
 - * 日米両国が責任を有する場合又は責任が特定できない場合
日米両政府が均等に分担する。
- 5 項(f) : 合衆国軍隊の構成員又は被用者(日本の国籍のみを有する被用者を除く。)は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続きに服さない。

(2) 米軍人の公務外の行為による損害

日本における不法の作為又は不作為で公務外のものから生ずる米軍の軍人又は被用者(日本国民である被用者又は通常日本に居住する被用者を除く。)に対する請求権は、第6 項の(a)から(d)までの規定により処理する。(第6 項頭書)

なお、米軍人等の公務外の行為は、私人としての行為であるから、このような行為から生ずる請求権の問題は、通常の司法手続きによって解決することも可能である。

請求権は、日本が以下の方法で処理する。

- 6 項(a) : 日本国の当局は、請求権に関するすべての事情(被害者の行動を含む。)を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、請求人に対する補償金を査定し、その事件に関する報告書を作成する。
- 6 項(b) : その報告書は、米側当局に交付するものとし、米側当局は、遅滞なく、慰謝料の支払いを申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
- 6 項(c) : 慰謝料の支払いの申し出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、米側当局は、自ら支払いをしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本側当局に通知する。
- 6 項(d) : この項の規定は、支払いが請求を完全に満たすものとして行われたものでない限り、米軍人・被用者に対する訴えを受理する日本の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

「慰謝料」の語の英語正文は、“ex gratia”である。この語句は、元来、「恩恵で」という意味を表しており、「見舞金」的な性格の補償金を意味している。

この件に関しての日本国政府側の見解は、次のとおりである。

『厳密な意味での慰謝料が、主として精神的な損害について加害者が被害者に対して支払うべき示談金であるのに対して、この協定上の「慰謝料」は、米軍の構成員又は被用者の不法行為で公務外に生じた事件に関わる損害賠償について、米国政府が、本来、その賠償を担う法的義務がないにもかかわらず、米国当局が被害者の請求を満足するために自発的に支払うものである。このような制度が設けられたのも、米軍人等が頻繁に移動することに鑑みて、その請求権の処理を、

通常の日本国における司法手続きのみに委ねるというのでは、現実の被害者の救済が確保されないおそれがあるからである。』(昭和50年第75回国会衆議院内閣委員会議録)

米軍の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、第6項の規定に従って処理される。(第7項)

なお、法律上責任を有する場合は、第5項の規定で処理される。

(3) 公務中又は公務外の判断

日米地位協定第18条において、米軍人等の作為又は不作為が公務中か又は公務外かという問題は、被害者側又は両当事国にとって、重大な事項となる。米軍人等の行為が公務中であるか否かについて、又米軍の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて、日米両政府間に紛争が生じたときは、日本国民の中から選任される仲裁人に付託され、その裁定は最終的なものとされている。(第8項)

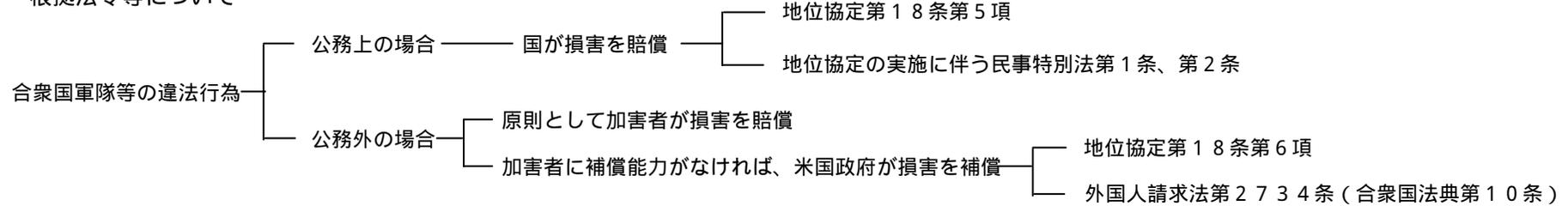
(4) 運用改善による補完措置

米軍人の公務外の行為による損害請求の支払いについては、平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の最終報告において、運用改善の方法が示された(詳しくは、「第3章 基地の整理縮小と対策」の「第1節 基地の整理縮小の促進」を参照)。その中の請求者に対する日本側当局の無利子融資制度については、(財)防衛施設周辺整備協会において運用することとなり、損害額を限度として、所要の額を被害者に無利子で融資している。

なお、米軍人の公務外の行為による損害請求の支払いに係る手続きについては、沖縄県では那覇防衛施設局事業部業務課事故補償係が窓口となっている。

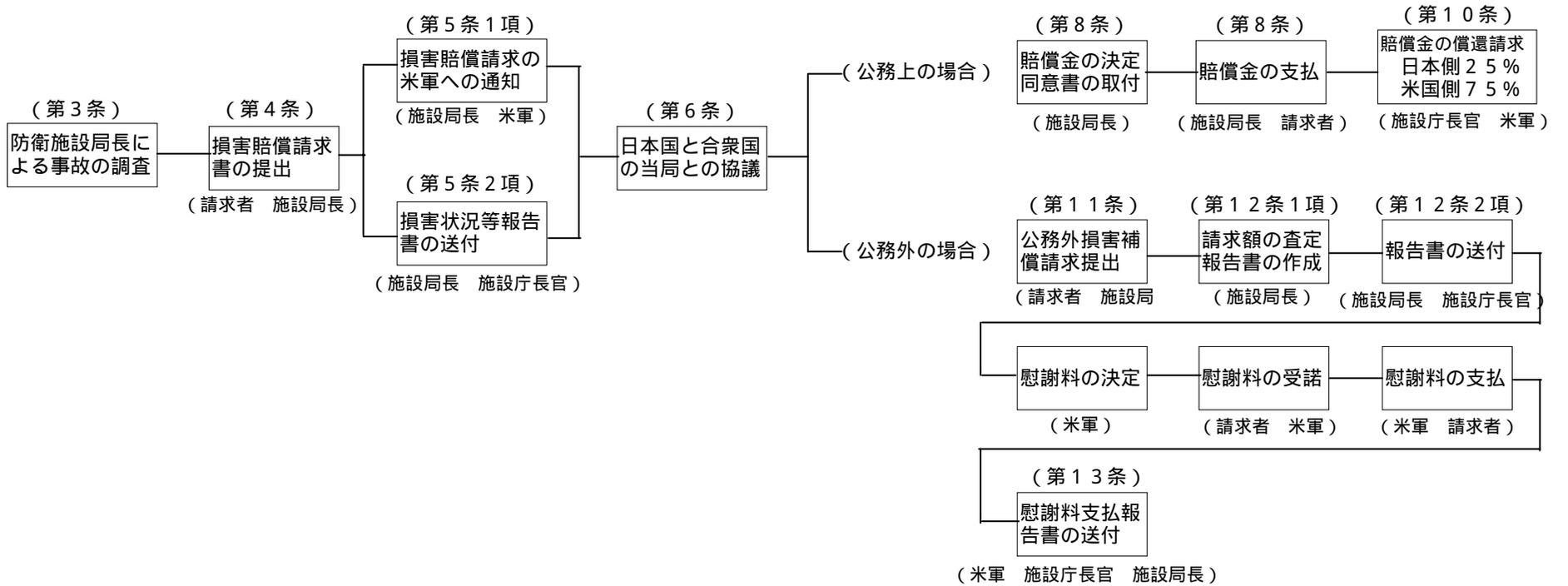
合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金・慰謝料の支払いについて

1 根拠法令等について



2 処理方法について

「合衆国軍隊の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する総理府令（昭和37年府令第42号）」に基づく処理のフローチャート



年度別事故発生状況表

(単位:件)

区分		年度																
		昭和47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
公務上	交通	416	434	308	280	255	194	263	283	274	250	276	262	263	255	267	270	261
	航空機	4	4	5	3	7	7	14	4	11	5	5	4	4	2	5	11	7
	施設管理の瑕疵	13	2	2	3	12	6	4	11	4	2	7	3	5		1	1	4
	海上					1								1				
	その他	7	2	5	7	2	4	8	9	5	11	19	8	6	4	2	5	5
	計	440	442	320	293	277	211	289	307	294	268	307	277	279	261	275	287	277
公務外	交通	1,316	1,169	1,091	1,085	1,011	1,089	1,039	960	884	1,098	1,155	1,040	1,034	1,173	1,162	1,066	1,036
	航空機								1									
	刑事	231	379	386	175	227	219	154	209	131	141	107	64	71	61	56	67	66
	その他	1		1	5	5	4	2	8	9	7	4	9	14	15	15	24	15
		計	1,548	1,548	1,478	1,265	1,243	1,312	1,195	1,178	1,024	1,246	1,266	1,113	1,119	1,249	1,233	1,157
合計		1,988	1,990	1,798	1,558	1,520	1,523	1,484	1,485	1,318	1,514	1,573	1,390	1,398	1,510	1,508	1,444	1,394

区分		年度													合計
		平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
公務上	交通	209	173	156	166	149	146	154	125	145	112	127	125	124	6,722
	航空機	5		3	3	3	6	6	4	2	1	7	2	7	151
	施設管理の瑕疵	1						1	3	30	6	15	14	27	177
	海上														2
	その他	3		2				2		2	1	3		3	125
	計	218	173	161	169	152	152	163	132	179	120	152	141	161	7,177
公務外	交通	874	895	785	818	874	878	755	638	662	659	738	779	749	28,512
	航空機					1									2
	刑事	35	56	55	17	34	36	24	13	34	31	48	37	41	3,205
	その他	19	19	24	23	24	30	15							292
		計	928	970	864	858	933	944	794	651	696	690	786	816	790
合計		1,146	1,143	1,025	1,027	1,085	1,096	957	783	875	810	938	957	951	39,188

注意: 1 上表は、那覇防衛施設局が地位協定第18条関係において知り得た件数である。
 2 昭和47年度については、5月15日以降の事故発生状況である。

2 他の法令に基づく損失補償等について

(1) 漁業制限法

米軍が演習等の目的で日本国の領海及び近傍の公海部分を使用するため、漁船の操業の制限又は禁止される場合、これに伴う損失については、漁業制限法（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律）に基づき、日本国が補償することになっている。

漁業制限法に基づく漁業損失補償実績額の推移

(単位:百万円)

	昭和 47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
漁業補償費	144	295	356	418	480	542	609	629	636	646	668
漁業見舞金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	15
合計	144	295	356	418	480	542	609	629	636	655	683

	昭和 58	59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5
漁業補償費	705	734	777	809	842	851	888	922	950	970	1,063
漁業見舞金	26	43	44	47	66	67	73	75	95	96	155
合計	731	777	821	856	908	918	961	997	1,045	1,066	1,218

	平成 6	7	8	9	10	11	12	13	合計
漁業補償費	1,115	1,153	1,182	1,211	1,220	1,182	1,167	1,168	24,332
漁業見舞金	169	191	191	200	212	212	217	237	2,440
合計	1,284	1,344	1,373	1,411	1,433	1,394	1,385	1,405	26,772

注: 1. 各年度の期間は、前年の10月1日から当該年の9月30日までの期間である。

(例:平成9年度とは、平成8年10月1日～平成9年9月30日)

2. 那覇防衛施設局の資料による。

3. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

4. 「0」は表示単位に満たないもの、「-」は事実のないものである。

(2) 特別損失補償法

米軍等の特定の行為（防潜網の設置、水質の汚濁等）によって、農林業、漁業等を営んでいた者が経営上の損失をこうむった場合には、特別損失補償法（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律）に基づき、日本国がその損失を補償することになっている。

特別損失補償年度別支払実績表

(単位:人、千円)

市町村及び関連施設		年度	昭和		平成											
		48～55	56～60	61～2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	合計
伊江村	伊江島補助飛行場	(843) 29,576	(620) 20,455	(630) 20,494												
宜野湾市	普天間飛行場	(65) 8,092	(18) 1,634	(10) 2,081												
東村	慶佐次通信所	(60) 5,577														
金武町	キャンプ・ハンセン	(6) 359														
宜野座村	キャンプ・ハンセン	(1) 9,703														
具志川市	キャンプ・コートニー		(2) 32													
国頭村	奥間レストセンター	(54) 10,705														
宜野湾市	陸軍貯油施設	(14) 2,880														
北谷町	嘉手納飛行場			(6) 3,249	(2) 1,122	(2) 1,040	(2) 858	(2) 787	(2) 943	(2) 957						
合計		(1,043) 66,892	(640) 22,121	(646) 25,824	(2) 1,122	(2) 1,040	(2) 858	(2) 787	(2) 943	(2) 957	(194) 33,927	(198) 36,453	(197) 34,963	(193) 35,760	(214) 33,995	(3,337) 295,644

- 注: 1 計数は、四捨五入によっているため符合しない場合がある。
 2 ()書は、補償対象者の延人数である。
 3 平成9年度以降は、市町村及び関連施設別の金額等は公表されていない。